

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第3期) 至 平成20年3月31日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

(E04373)

目次

【表紙】

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	3
3【事業の内容】	4
4【関係会社の状況】	7
5【従業員の状況】	9
第2【事業の状況】	10
1【業績等の概要】	10
2【生産、受注及び販売の状況】	12
3【対処すべき課題】	13
4【事業等のリスク】	14
5【経営上の重要な契約等】	19
6【研究開発活動】	19
7【財政状態及び経営成績の分析】	20
第3【設備の状況】	23
1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	23
2【道路資産】	25
第4【提出会社の状況】	28
1【株式等の状況】	28
2【自己株式の取得等の状況】	30
3【配当政策】	30
4【株価の推移】	30
5【役員の状況】	31
6【コーポレート・ガバナンスの状況】	33
第5【経理の状況】	36
1【連結財務諸表等】	37
2【財務諸表等】	75
第6【提出会社の株式事務の概要】	113
第7【提出会社の参考情報】	114
1【提出会社の親会社等の情報】	114
2【その他の参考情報】	114
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	115
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【事業年度】	第3期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 克巳
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 国安 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 国安 博
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益（百万円）	143,749	292,373	444,910
経常利益（百万円）	5,201	4,210	3,115
当期純利益（百万円）	2,935	2,707	2,037
純資産額（百万円）	29,935	28,188	30,625
総資産額（百万円）	402,986	504,704	454,814
1株当たり純資産額（円）	1,108.73	1,042.90	1,118.37
1株当たり当期純利益金額（円）	108.73	100.28	75.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	7.4	5.6	6.6
自己資本利益率（%）	10.3	9.3	7.0
株価収益率（倍）	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△52,487	△96,695	60,298
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,905	△2,477	△5,196
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	39,067	99,426	△57,161
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	50,807	51,061	49,001
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	2,633 [1,057]	2,540 [1,242]	2,609 [1,447]

(注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益（百万円）	143,749	291,016	443,158
経常利益（百万円）	5,201	3,963	1,250
当期純利益（百万円）	2,936	2,555	985
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	29,936	28,006	28,992
総資産額（百万円）	402,943	502,564	449,063
1株当たり純資産額（円）	1,108.74	1,037.28	1,073.80
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 （円）	108.74	94.65	36.51
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	7.4	5.6	6.5
自己資本利益率（％）	10.3	8.8	3.5
株価収益率（倍）	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—
従業員数（人）	1,152	1,119	1,099

(注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	首都高速道路株式会社設立
平成18年2月	首都高速道路サービス㈱（連結子会社）設立
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「都道首都高速1号線等に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人首都高速道路協会から、首都高速道路サービス㈱が休憩所事業のうち休憩施設、店舗運営事業等及び高架下占用駐車場事業の一部を譲受け
平成18年9月	首都高速道路サービス㈱が首都高保険サポート㈱（連結子会社）及び首都高パートナーズ㈱（連結子会社）を設立
平成18年12月	持分法適用関連会社であったトラスティーロード㈱を連結子会社化
平成19年4月	持分法適用関連会社であったユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トーワン、㈱とうさい、㈱エフイージー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱及び首都高パトロール㈱を連結子会社化 首都高メンテナンス西東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス東東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス神奈川㈱（連結子会社）、首都高電気メンテナンス㈱（連結子会社）及び首都高E T Cメンテナンス㈱（連結子会社）設立
平成20年3月	首都高機械メンテナンス㈱（連結子会社）設立

3【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社18社（平成20年3月31日現在））は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社から下記の連結子会社に委託しております。

料金收受業務	トラスティード(株)（注3）、ユニ(株)（注3）、(株)エヌティジェー（注3）、(株)トールワン（注4）、(株)とうさい（注4）、(株)エフイージー（注4）、横浜アールエス(株)（注5）、ケイエス(株)（注5）
交通管理業務	首都高パトロール(株)（注6）
維持修繕業務（注7）	首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)、首都高ETCメンテナンス(株)、首都高機械メンテナンス(株)（注8）

- (注) 1. 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市
2. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 平成20年7月1日に、トラスティード(株)は、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーを吸収合併すると共に、商号を首都高トールサービス西東京(株)に変更する予定です。
4. 平成20年7月1日に、(株)とうさいは、(株)トールワン及び(株)エフイージーを吸収合併すると共に、商号を首都高トールサービス東東京(株)に変更する予定です。
5. 平成20年7月1日に、ケイエス(株)は、横浜アールエス(株)を吸収合併すると共に、商号を首都高トールサービス神奈川(株)に変更する予定です。
6. 平成20年5月28日開催の首都高パトロール(株)の取締役会において、同社の全額出資により、車両管理業務を行う子会社を同年7月1日に設立することが決議されております。
7. 平成20年6月6日に、当社の全額出資により、維持管理業務のうち、道路構造物の点検等に係る業務を行う首都高技術(株)が設立されております。
8. 当連結会計年度末現在、事業を開始しておりません。

(2) 駐車場事業

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業等を行っております。

そのうち都市計画駐車場事業については、当社が運営及び管理を行っております。また、高架下等駐車場事業については、連結子会社である首都高速道路サービス(株)が運営及び管理を行っております。

(3) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

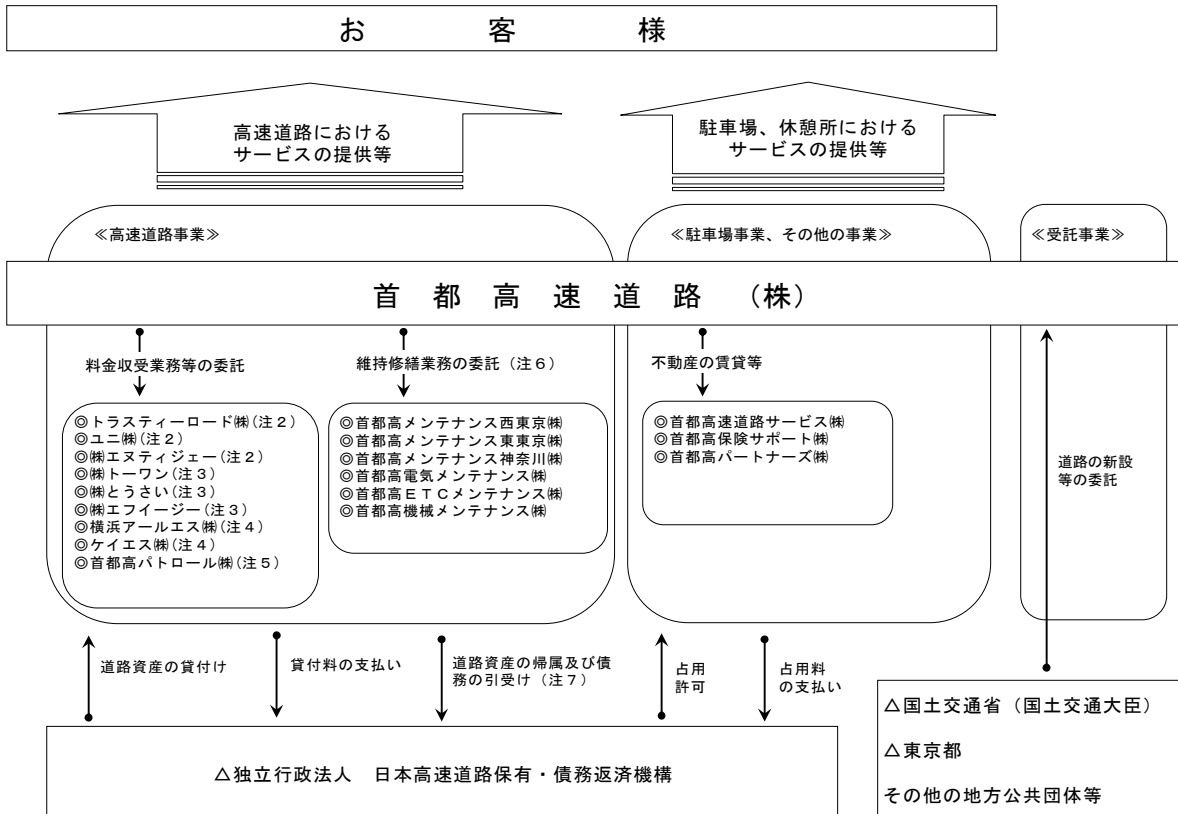
(4) その他の事業

その他の事業においては、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を行っております。

休憩所等事業については、高速道路の休憩施設等の運営及び管理等を行っており、そのうち11箇所の休憩所内商業施設は、連結子会社である首都高速道路サービス(株)が運営及び管理を行っております。また、高架下賃貸施設事業については、当社が高速道路の高架下を利用した賃貸施設の運営及び管理を行っております。

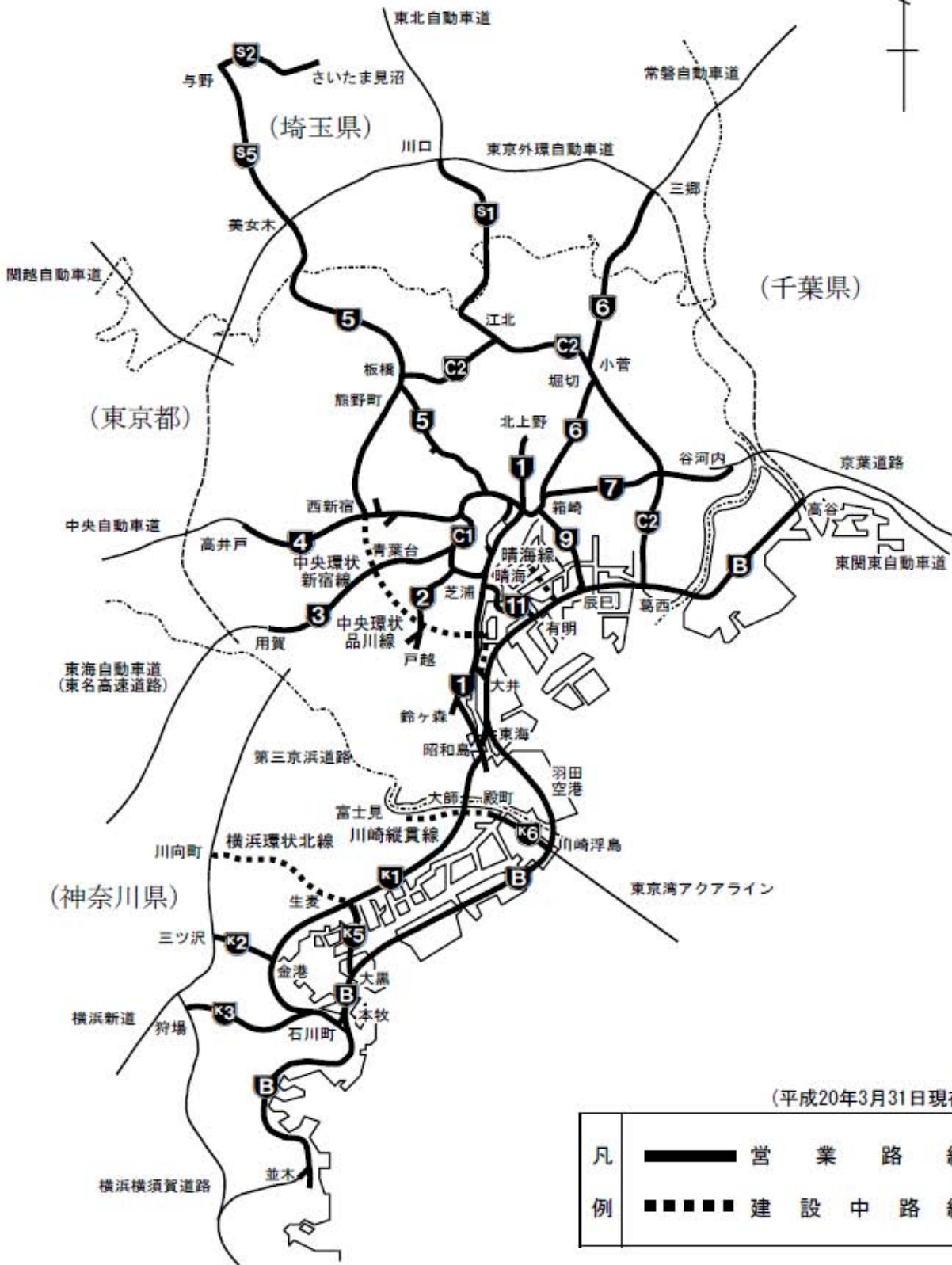
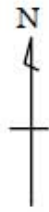
なお、当社グループでは、連結子会社である首都高保険サポート(株)及び首都高パートナーズ(株)を通じて、損害保険代理店事業等及び労働者派遣事業等も行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注)
- ◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。
 - 平成20年7月1日に、トラスティーロード(株)は、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーを吸収合併し、商号を首都高トールサービス西東京(株)に変更する予定です。
 - 平成20年7月1日に、(株)とうさいは、(株)タウン及び(株)エフイージャーを吸収合併し、商号を首都高トールサービス東東京(株)に変更する予定です。
 - 平成20年7月1日に、ケイエス(株)は、横浜アールエス(株)を吸収合併し、商号を首都高トールサービス神奈川(株)に変更する予定です。
 - 平成20年5月28日開催の首都高パトロール(株)の取締役会において、同社の全額出資により、車両管理業務を行う子会社を同年7月1日に設立することが決議されております。
 - 平成20年6月6日に、当社の全額出資により、維持管理業務のうち、道路構造物の点検等に係る業務を行う首都高技術(株)が設立されております。
 - 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この注において「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下この注において「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内において当該道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

首都高速道路図



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成20年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
トラスティーロード(株) (注3)	東京都 港区	30	高速道路 事業	52.0	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
ユニ(株)(注3)	東京都 港区	30	高速道路 事業	66.3	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)エヌティジェー(注3)	東京都 板橋区	30	高速道路 事業	52.0	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)トーフン(注4)	東京都 江東区	40	高速道路 事業	72.9	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)とうさい(注4)	東京都 北区	30	高速道路 事業	100.0	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)エフイージー(注4)	東京都 台東区	30	高速道路 事業	100.0	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
横浜アールエス(株)(注5)	横浜市 神奈川区	30	高速道路 事業	51.9	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
ケイエス(株)(注5)	横浜市 中区	30	高速道路 事業	84.0	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高パトロール(株) (注6)	東京都 新宿区	40	高速道路 事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高メンテナンス西東京 (株)	東京都 中央区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高メンテナンス東東京 (株)	東京都 中央区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
首都高メンテナンス神奈川 株	横浜市 神奈川区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高電気メンテナンス株	東京都 中央区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高ETCメンテナンス 株	東京都 港区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高機械メンテナンス株 (注7)	東京都 文京区	40	高速道路 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高速道路サービス株	東京都 港区	30	駐車場 事業、 その他の 事業	100.0	休憩施設等及び高架下占用駐車場の運 営及び管理を委託しています。 なお、八潮休憩所及び川口休憩所の休 憩施設に係る土地を賃貸しています。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
首都高保険サポート株	東京都 港区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高パートナーズ株	東京都 港区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	人材派遣契約を締結しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。
3. 平成20年7月1日に、トラスティーロード株は、ユニ株及び株エヌティジェーを吸収合併すると共に、商号を首都高トールサービス西東京株に変更する予定です。なお、当該吸収合併のための吸収合併契約は、同年5月8日付で締結され、同月23日開催の各社の株主総会において承認されております。吸収合併及び商号変更後の首都高トールサービス西東京株の資本金は50百万円(当社の出資比率は58.0%)となる予定です。
4. 平成20年7月1日に、株とうさいは、株トワン及び株エフイージーを吸収合併すると共に、商号を首都高トールサービス東東京株に変更する予定です。なお、当該吸収合併のための吸収合併契約は、同年5月2日付で締結され、同月26日開催の各社の株主総会において承認されております。吸収合併及び商号変更後の首都高トールサービス東東京株の資本金は50百万円(当社の出資比率は81.9%)となる予定です。
5. 平成20年7月1日に、ケイエス株は、横浜アールエス株を吸収合併すると共に、商号を首都高トールサービス神奈川株に変更する予定です。なお、当該吸収合併のための吸収合併契約は、同年5月7日付で締結され、同月22日開催の各社の株主総会において承認されております。吸収合併及び商号変更後の首都高トールサービス神奈川株の資本金は50百万円(当社の出資比率は66.5%)となる予定です。
6. 平成20年5月28日開催の首都高パトロール株の取締役会において、同社の全額出資により、車両管理業務を行う子会社を同年7月1日に設立することが決議されております。当該子会社の資本金は20百万円となる予定です。
7. 当連結会計年度末現在、事業を開始しておりません。
8. 平成20年6月6日に、当社の全額出資により、維持管理業務のうち、道路構造物の点検等に係る業務を行う首都高技術株が設立されております。首都高技術株の資本金は40百万円です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,420
受託事業	[1,442]
駐車場事業	46
その他の事業	[3]
全社（共通）	143 [-]
計	2,609 [1,447]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,099	42.5	17.5	9,166,406

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、首都公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、首都高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。
なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、一部に弱さが見られたものの、全体としては緩やかな回復基調で推移しましたが、原油高や米景気減速を背景に年度末にかけて、足踏み状態となっております。

このような経済環境の下、当社においては、平成19年12月22日に中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間6.7km)を新たに開通させるとともに、横浜公園出口を同年11月21日に、有明辰巳ジャンクション間改良を平成20年3月17日に完成させるなどの事業を展開してまいりました。

中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間)開通後は、朝ピーク時の東京線における渋滞が大幅に解消し、中央自動車道(高井戸)～常磐自動車道(三郷)や高井戸～霞が関間の所要時間が短縮するなど相当の効果が現れています。

利用交通量は、大型車は対前期比1.3%増と順調に伸びたものの、普通車は0.1%減となり、全体としては前年度とほぼ同じの420百万台(115万台/日)となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

グループ経営においては、持分法適用関連会社であった料金収受会社7社及び交通管理会社1社の株式を取得し、連結子会社化するとともに、高速道路事業における維持修繕業務(土木・電気・ETC・機械)に係る連結子会社6社を設立しました。これにより当社グループ会社は、高速道路におけるサービスの提供等を行う料金収受子会社8社、交通管理子会社1社及び維持修繕子会社6社並びに駐車場、パーキングエリアにおけるサービスの提供等を行う子会社3社の計18社となっております。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益444,910百万円(前年同期比52%増)、営業利益2,544百万円(同37%減)、経常利益3,115百万円(同26%減)、法人税等を控除した当期純利益は2,037百万円(同24%減)となりました。事業の種類別セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

① 高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、首都高速道路の営業路線は中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間)開通により293.5kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るために普及に努めているETCについては、従来から実施しているパーキングエリア等におけるワンストップサービスや曜日別時間帯別割引に加え、距離別割引社会実験等の普及促進策を展開してまいりました。その結果、ETCの利用率は、平成20年1月第4週の週間平均が高速道路株式会社6社の中で初めて80.0%に到達しております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

営業収益のうち、料金収入等(注)は255,858百万円(同0%増)となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間6.7km)を平成19年12月22日に開通させるとともに、残り区間(3号渋谷線～4号新宿線間4.3km)の平成21年度中の開通や中央環状線の最終区間である中央環状品川線(3号渋谷線～湾岸線間9.4km)の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線35.7kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築については、当連結会計年度は湾岸線方面からの出口を増設する横浜公園出口、湾岸線東行き有明付近に付加車線を追加し片側4車線化する有明辰巳ジャンクション間改良、王子南出入口の整備、長大橋梁の耐震補強等の防災安全対策を継続して行うとともに、新たに板橋熊野町ジャンクション間改良、小松川ジャンクションの整備に着手するほか、営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

このうち、横浜公園出口を平成19年11月21日に、有明辰巳ジャンクション間改良を平成20年3月17日に完成させました。

営業収益のうち、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は182,814百万円（同530%増）となりました。以上の結果、営業収益は、438,672百万円（同54%増）となりました。

（営業利益）

協定に基づく機構への賃借料193,464百万円の支払いや管理費用の支出等により、営業費用は436,883百万円（同56%増）となり、営業利益は1,789百万円（同51%減）となりました。

（注） 料金収入等は、営業収益から道路資産完成高を控除したものであり、前連結会計年度の料金収入等は254,710百万円であります。

② 駐車場事業

（営業収益）

都市計画駐車場においては、ハイヤー会社等長期安定的な大口定期顧客を獲得するなど営業面で積極的な取組みを行ったほか、兜町駐車場や千駄ヶ谷駐車場においてお客様に視認性の高い案内表示板の設置、汐留駐車場における自動二輪車駐車スペースの開設等を行ってまいりました。

また、高架下等駐車場においては、高架下等の有効活用を図り周辺地域にお住まいの方々等の利便性を向上するため、既存の南麻布(3)駐車場の立体化をはじめとして一層の高度利用化を図ってまいりました。さらに、代々木四丁目時間貸駐車場をはじめとして4箇所の新規駐車場開設を行ってまいりました。

この結果、営業収益は2,857百万円（同10%増）となりました。

（営業利益）

主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は2,288百万円（同1%増）となり、営業利益は568百万円（同64%増）となりました。

③ 受託事業

（営業収益）

中央環状新宿線建設に伴い支障となるところ道撤去工事をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

この結果、営業収益は2,580百万円（同53%減）となりました。

（営業利益）

営業費用は2,583百万円（同53%減）となり、営業損失は2百万円（前連結会計年度は営業利益8百万円）となりました。

④ その他の事業

（営業収益）

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、オリジナルエコバッグの販売、夏季繁忙期や年末年始の販売促進イベントの実施、営業時間の延長、大黒パーキングエリアにおけるコンビニコーナーの24時間営業やATMの設置等お客様のご要望に合致した施策を行ってまいりました。

また、高架下賃貸施設事業として、高架下賃貸施設の運営及び管理等を行ってまいりました。

この結果、営業収益は923百万円（前年同期比60%増）となりました。

（営業利益）

休憩所施設の管理費用の支出等により、営業費用は733百万円（同45%増）となり、営業利益は189百万円（同172%増）となりました。

なお、大気汚染物質（自動車排出ガス）の排出差止め及び損害賠償請求訴訟について平成19年8月8日に成立した和解において、当社は医療費助成制度を創設する東京都に対して5億円を拠出することとなり、同額を特別損失として計上しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益3,466百万円に加え、非資金項目である減価償却費が4,886百万円となりましたが、仕掛道路資産の減少額が59,709百万円となったこと等から、営業活動によるキャッシュ・フローは60,298百万円の資金収入（前連結会計年度は資金支出96,695百万円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは5,196百万円の資金支出（前年同期比109%増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入99,784百万円、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行による収入30,153百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金金の減少額190,405百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、57,161百万円の資金支出（前連結会計年度は資金収入99,426百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、期首に比べ2,060百万円減少し、49,001百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	249,299	
道路資産完成高	182,814	
その他の売上高	6,523	438,637
	<hr/>	
2. 営業外収益		
受取利息	53	
土地物件貸付料	64	
雑収入	55	173
	<hr/>	
3. 特別利益		
前期損益修正益	442	442
	<hr/>	
高速道路事業営業収益等合計		<hr/> <hr/> 439,253

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念に立脚した中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」（計画期間：平成18年度～平成20年度。平成18年3月策定）の実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

中期経営計画の最終年度である今年度は、距離別料金への移行に取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

距離別料金へ円滑に移行するため、昨年9月に実施した意見募集に対するお客様からのご意見を踏まえ、ステークホルダーの皆様との対話を通じた合意形成を図るとともに、システム構築や広報等を着実に実施してまいります。

また、平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、ネットワーク整備の要となる中央環状新宿線・品川線については、平成19年度に開通させた4号新宿線～5号池袋線間に続き、3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成21年度中の開通による新宿線の全線開通と品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組みとして、ETC利用率の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社の再編を進めるとともに、料金收受業務、交通管理業務及び維持修繕業務の子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高めるバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、道路空間、未利用地を活用した利便増進施設の整備やロジスティクス事業を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、首都公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株及び本州四国連絡高速道路株（以下、当社、東日本高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株及び本州四国連絡高速道路株を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を必要とします。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めるときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金（第26条、第42条）
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査（第27条）
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督（第46条）
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督（第47条）
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等（第48条）
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ当該協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、当該協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、当該協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想

定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産が機構に帰属する時期が遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属 (第51条) a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構は、それぞれ、首都公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、一部連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条をご参照下さい。）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要性が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するノンストップ自動料金支払システム（ETC）及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

本有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟その他の法的手続が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「都道首都高速1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ当該協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、当該協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、当該協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、第1期連結会計年度においては暫定協定に基づき、また第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を收受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の收受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、首都公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と、機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び工事に係る受託業務収入の計上について工事完成基準を採用しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

④ 固定資産の減損

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月1日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で444,910百万円となりました。

高速道路事業については、交通量は天候の影響等により前連結会計年度と比べ0.3万台/日の減となったものの、料金収入等は閏年による営業日の1日増や大型車混入率増等の影響により255,858百万円となりました。

また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は主に中央環状新宿線（4号新宿線～5号池袋線間6.7km）の開通等によるものであり、前連結会計年度と比べ530%増の182,814百万円となりました。

駐車場事業については、都市計画駐車場における時間貸し及び定期駐車収入等により2,857百万円となりました。

受託事業については、中央環状新宿線建設に伴い支障となるとう道撤去工事をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより2,580百万円となりました。

その他の事業については、923百万円となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で442,365百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により436,883百万円となりました。

駐車場事業については主に駐車場の管理費用の支出等により2,288百万円、受託事業については2,583百万円、その他の事業については休憩所施設や高架下貸貨施設の管理費用の支出等により733百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で2,544百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が1,789百万円、駐車場事業が568百万円の営業利益、受託事業が2百万円の営業損失、その他の事業が189百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、負ののれん償却473百万円等の計上により857百万円、営業外費用は、利息の支払い211百万円等により286百万円となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は3,115百万円となりました。

⑤ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は2,037百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行並びに国、東京都、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。協定に基づく機構への賃借料については料金収入により発生する資金を充当し、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金については道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び金融機関等からの借入れ等により調達いたします。

かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当連結会計年度においては、総額8,050百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額7,470百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業のうち複数のセグメントに関連する資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において、重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
北上野本線料金所他 168箇所等（注2） (東京都台東区他)	高速道路事業	料金徴収施設等	16,520	25,016	268 (1)	846	42,651	—
汐留駐車場他55箇所 (注3) (東京都中央区他)	駐車場事業	駐車施設	3,967	67	— (—) [266]	1	4,035	—
平和島(上り)休憩所他 19箇所等（注4） (東京都大田区他)	その他の事業	休憩所施設等	94	—	375 (1) [4]	—	469	—
高架下貸貸施設 (注4) (東京都港区他)	その他の事業	高架下貸貸施設	14	—	— (—) [6]	—	14	—
本社他5事業所 及び社宅等（注5） (東京都千代田区他)	本社（共通）	本社、事業所 及び社宅等	4,302	38	7,372 (43) [0]	1,177	12,889	1,099

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。

2. 北上野本線料金所他168箇所等における建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、51百万円であります。

3. 汐留駐車場他55箇所の土地を機構等から占用しており、年間占用料の合計は、388百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

4. 平和島(上り)休憩所他19箇所における休憩施設の土地等及び高架下貸貸施設の土地を機構から占用しており、年間占用料の合計は33百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

5. 本社他5事業所及び社宅等における土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、900百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

6. 管理事務所等の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。

7. 現在休止中の主要な設備はありません。

8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器等を賃借しており、年間賃借料の合計は、90百万円であります。

9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
トラスティード(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社機器 等	—	—	—	0	0	35 [281]
ユニ(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社機器 等	1	—	—	0	2	21 [268]
(株)エヌティジェー	本社 (東京都板橋区)	高速道路事業	車両運搬 具等	—	9	—	2	12	63 [334]
(株)トーフン	本社 (東京都江東区)	高速道路事業	本社機器 等	0	0	—	2	3	87 [185]
(株)とうさい	本社 (東京都北区)	高速道路事業	本社機器 等	0	—	—	—	0	158 [65]
(株)エフイージー	本社 (東京都台東区)	高速道路事業	車両運搬 具等	0	0	—	0	0	172 [66]
横浜アールエス(株)	本社 (横浜市神奈川区)	高速道路事業	車両運搬 具等	0	3	—	0	4	86 [156]
ケイエス(株)	本社 (横浜市中区)	高速道路事業	本社機器 等	—	—	—	2	2	146 [74]
首都高パトロール(株)	本社 (東京都新宿区)	高速道路事業	本社機器 等	17	7	—	8	32	407 [2]
首都高メンテナンス 西東京(株)	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	車両運搬 具等	22	50	—	24	97	69 [2]
首都高メンテナンス 東東京(株)	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	車両運搬 具等	1	58	—	7	67	50
首都高メンテナンス 神奈川(株)	本社 (横浜市神奈川区)	高速道路事業	車両運搬 具等	0	50	—	4	55	27 [3]
首都高電気メンテナ ンス(株)	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	車両運搬 具等	—	38	—	9	47	129 [2]
首都高E T Cメンテナ ンス(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	車両運搬 具等	0	9	—	7	16	25 [4]
首都高機械メンテナ ンス(株)	本社 (東京都文京区)	高速道路事業	—	—	—	—	—	—	2
首都高速道路サービ ス(株)	大田市場駐車場他49 箇所 (東京都大田区他)	駐車場事業	駐車施設	358	—	—	7	365	27 [1]
	大黒休憩所他10箇所 (横浜市鶴見区他)	その他の事業	営業用建 物	568	—	—	6	575	
	本社等 (東京都港区他)	全社(共通)	本社間仕 切り等	46	—	11	16	74	
首都高保険サポート(株)	本社 (東京都港区)	その他の事業	ソフトウェ ア等	—	—	—	0	0	4 [1]
首都高パートナーズ(株)	本社 (東京都港区)	その他の事業	ソフトウェ ア等	—	—	—	1	1	2 [1]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。

2. 建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、178百万円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記の他、主要なリース設備として工事車両等を賃借しており、年間賃借料の合計は48百万円であります。

5. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

なお、首都高機械メンテナンス(株)は当連結会計年度末現在事業を開始しておらず、主要な設備に該当するものではありません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 西池袋料金所他 181箇所等	東京都豊島区 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	53,638	11,023	自己資金 及び借入金	平成18年4月	平成27年3月
当社 白魚橋駐車場他 18箇所	東京都中央区 他	駐車場事業及 びその他の事 業	駐車場設備等	998	—	自己資金 及び借入金	平成19年12月	平成21年5月

(注) 1. 総額は、消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、一般管理費相当額が含まれております。

2. 西池袋料金所他181箇所等に係る既支払額は、平成18年4月1日以降平成20年3月31日までの建設仮勘定の増加額を記載しております。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額125,574百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額182,814百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	石川町出口(仮称)(改築)	平成19年11月	473
		平成20年3月	
都道首都高速目黒板橋線	渋谷区本町三丁目～板橋区熊野町(新設)	平成19年12月	168,800
都道高速湾岸線	有明辰巳JCT間改良(改築)	平成20年3月	1,775
都道首都高速晴海線	江東区豊洲六丁目～江東区有明二丁目 (新設)	平成20年3月	706
都道首都高速1号線等	修繕	平成19年6月	11,058
		平成19年9月	
		平成19年12月	
		平成20年3月	
合計		—	182,814

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成20年3月31日現在

区分		年間賃借料（百万円） （注1）
地域路線網	都道首都高速1号線	193,464
	都道首都高速2号線	
	都道首都高速2号分岐線	
	都道首都高速3号線	
	都道首都高速4号線	
	都道首都高速4号分岐線	
	都道首都高速5号線	
	都道首都高速6号線	
	都道首都高速7号線	
	都道首都高速8号線	
	都道首都高速9号線	
	都道首都高速晴海線	
	都道首都高速11号線	
	都道首都高速葛飾江戸川線	
	都道首都高速板橋足立線	
	都道首都高速目黒板橋線	
	都道高速湾岸線	
	都道首都高速湾岸分岐線	
	都道高速横浜羽田空港線	
	都道高速葛飾川口線	
	都道高速足立三郷線	
	都道高速板橋戸田線	
	神奈川県道高速横浜羽田空港線	
	神奈川県道高速湾岸線	
	埼玉県道高速葛飾川口線	
	埼玉県道高速足立三郷線	
	埼玉県道高速板橋戸田線	
	埼玉県道高速さいたま戸田線	
	千葉県道高速湾岸線	
	横浜市道高速1号線	
横浜市道高速2号線		
横浜市道高速湾岸線		
川崎市道高速縦貫線		
合計	193,464	

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度における賃借料を記載しております。この賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3) (注4)	着手(注5)	完了(注6)
都道首都高速晴海線	37,941	22,171 [706]	平成13年12月	平成25年3月
都道首都高速目黒板橋線	462,700	310,617 [168,800]	平成3年3月	平成26年3月
都道首都高速品川目黒線	216,064	3,839 [—]	平成18年4月	平成26年3月
横浜市道高速横浜環状北線	357,636	38,835 [—]	平成13年12月	平成25年3月
川崎市道高速縦貫線	57,537	31,164 [—]	平成3年3月	平成23年3月
改築事業等(注7)	284,887	66,366 [19,152]	平成18年4月	平成27年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築等により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。なお、当該金額には民営化時に再評価を行った仕掛道路資産の金額が含まれております。

4. 既に機構に帰属した道路資産の額を [] で外書きしております。

5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に首都公団が着手した時期を記載しているものがあります。

6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

7. 改築事業等の内訳は下記のとおりです。

都道首都高速5号線(改築)板橋熊野町JCT間改良、都道首都高速7号線(改築)小松川JCT(仮称)、都道首都高速板橋足立線(改築)王子南出入口、都道高速湾岸線(改築)有明辰巳JCT間改良、神奈川県道高速横浜羽田空港線(改築)石川町出口(仮称)、首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)、修繕に係る工事

8. 所要資金は、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより調達する予定です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	27,000,000	27,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月1日	27,000,000	27,000,000	13,500	13,500	13,500	13,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、首都公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で首都高速道路株式会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5)【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	7	—	—	—	—	—	—	7	—
所有株式数 (単元)	269,997	—	—	—	—	—	—	269,997	300
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、経営基盤を強化することを最優先課題の一つとし、当面の間は、可能な限り社外流出を控えるとともに、内部留保の充実に努めてまいります。内部留保金につきましては、将来の想定外の収入の減少や管理費の増大等に備えます。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	—	長谷川 康司	昭和15年5月5日生	昭和39年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 平成元年7月 トヨタ自動車㈱アジア部部長 平成7年6月 同 取締役 平成11年6月 同 常務取締役 平成13年6月 同 専務取締役 平成14年6月 トヨタフジ海運㈱取締役社長 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在)	(注2)	—
代表取締役社長	—	佐々木 克己	昭和15年3月16日生	昭和38年4月 東京都採用 平成7年6月 同 企画審議室長 平成8年7月 同 政策報道室長 平成11年5月 同 出納長 平成13年7月 東京都地下鉄建設㈱代表取締役社長 平成14年8月 東京都住宅供給公社理事長 平成15年6月 首都高速道路公団副理事長 平成17年10月 当社専務取締役 平成20年6月 同 代表取締役社長(現在)	(注2)	—
常務取締役	—	日月 俊昭	昭和19年10月21日生	昭和43年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成9年7月 同 北陸地方建設局長 平成11年4月 (財)道路空間高度化機構常務理事 平成15年1月 首都高速道路公団理事(工務・保全施設担当) 平成17年10月 当社常務取締役(現在)	(注2)	—
常務取締役	—	瀬野 俊樹	昭和24年12月23日生	昭和47年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成11年7月 国土庁長官官房審議官(大都市圏整備局担当) 平成12年7月 (財)民間都市開発推進機構常務理事 平成16年6月 東日本建設業保証(株)常務取締役 平成20年6月 当社常務取締役(現在)	(注2)	—
常務取締役	—	梶山 修	昭和20年4月23日生	昭和46年4月 東京都採用 平成10年7月 同 建設局企画担当部長 平成12年8月 同 建設局再開発部長 平成13年4月 同 建設局市街地整備部長 平成14年7月 同 港湾局港湾整備部長 平成15年6月 同 都市計画局技監 平成16年4月 同 都市整備局長 平成18年6月 当社常務取締役(現在)	(注2)	—
常務取締役	—	恵谷 舜吾	昭和22年9月11日生	昭和47年4月 首都高速道路公団採用 平成11年1月 同 第二建設部長 平成11年5月 同 東京建設局建設第一部長 平成12年1月 同 工務部長 平成15年8月 同 東京建設局長 平成17年10月 当社 東京建設局長 平成19年6月 同 常務執行役員 平成20年6月 同 常務取締役(現在)	(注2)	—
常務取締役	—	野口 秀昭	昭和23年2月9日生	昭和46年4月 首都高速道路公団採用 平成13年5月 同 東京第一管理部長 平成14年5月 同 管理部長 平成16年5月 同 人事部長 平成17年10月 当社 総務・人事部長 平成19年6月 同 常務執行役員 平成20年6月 同 常務取締役(現在)	(注2)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	倉澤 豊哲	昭和23年1月21日生	昭和45年4月 警察庁採用 平成2年10月 警察庁長官官房装備課長 平成4年4月 岐阜県警察本部長 平成5年8月 警察庁交通局交通企画課長 平成6年11月 大阪府警察本部警務部長 平成8年3月 警察庁長官官房審議官(生活安全局担当) 平成9年8月 福岡県警察本部長 平成11年8月 九州管区警察局長 平成12年8月 近畿管区警察局長 平成13年9月 (財)日本消防協会常務理事 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	(注3)	—
監査役 (非常勤)	—	田村 滋美	昭和13年7月20日生	昭和36年4月 東京電力㈱入社 平成元年6月 同 建設部部長(土木担当) 平成3年6月 同 建設部長 平成7年6月 同 取締役建設部担任 平成9年6月 同 常務取締役送変電建設本部長 平成11年6月 同 取締役副社長送変電建設本部長 平成12年6月 同 取締役副社長 平成14年10月 同 取締役会長 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在) 平成20年6月 東京電力㈱ 顧問(現在)	(注3)	—
監査役 (非常勤)	—	宇治 嘉造	昭和17年1月25日生	昭和40年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 昭和62年2月 トヨタ自動車㈱経理部次長 昭和63年2月 同 財務部次長 平成元年2月 同 関連事業部主査(次長級) 平成3年2月 同 関連事業部主査(部長級) 平成8年6月 同 関連事業部長 平成10年1月 ブラジルトヨタ㈱代表取締役社長 平成13年3月 ㈱トヨタアカウンティングサービス代表取締役社長 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在) 平成19年6月 ㈱トヨタアカウンティングサービス顧問(現在)	(注3)	—
計						—

- (注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成20年3月期に係る定時株主総会の終結の時(平成20年6月27日)から平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 平成18年3月期に係る定時株主総会の終結の時(平成18年6月29日)から平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、現在7名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

(b) 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員、常勤監査役及び部等の長で構成され、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、会社の業務執行に関する基本的事項について調査・審議等するものであり、毎週1回開催を原則としています。

(c) 執行役員制度

当社は、業務の効率化、意思決定の迅速化等を図ることを目的に、執行役員制度を導入しており、常務執行役員2名が会社の業務執行に従事しております。

(d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する事項を審議するため、会長、社長、総務・人事担当役員及び監査担当役員をもって構成する、コンプライアンス委員会を設けております。なお、コンプライアンスに関する重要事項についての助言・指導を受けるため、当該委員会には、監査役、従業員の代表及び社外有識者からなる特別委員を置き、コンプライアンスに関する基本方針その他重要事項を決定するときは、特別委員の意見を聴取することとしております。

(e) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、法令遵守活動に関するコンプライアンス委員会を設置する他、業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書又はオンラインによって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口の情報提供を行う手段としてアラームネット（内部通報制度）を設置・運営し、通報した者に対して不利益な扱いをしない旨を社内規則に明記しております。

また、文書取扱準則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、7名のスタッフを置いて内部監査基準に基づき当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告しております。

監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助しております。監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとします。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとします。

監査役監査は内部監査部門に対して監査結果の報告を求めたり、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求めています。また、監査役会は会計監査人に対して、その職務を行うため必要があるときは随時、その監査に関する報告を受け、会計監査人から受領した監査報告書及び監査に関する資料について、会計監査の方法又は結果の相当性について調査をします。

このように監査役監査は内部監査部門及び会計監査人と連携を保って効率的に行われております。

④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 佐原 和正	新日本監査法人
指定社員 業務執行社員 加藤 暢一	新日本監査法人
指定社員 業務執行社員 荒張 健	新日本監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士8名及び会計士補等17名を主たる構成員とし、その他の補助者3名も加えて構成されております。

⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

	年間報酬総額 (千円)	
取締役 (7名)	134,460	
監査役 (3名)	26,640	
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	78,000
	上記以外の業務に基づく報酬	—

(4) リスク管理体制の整備状況

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じております。特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施しております。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する入札監視委員会の審査を受け、その適正化を推進しております。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとしております。

取締役会及び経営会議については、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底しております。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定めております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社及び当社グループに属する会社における内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当しております。取締役会が定めた子会社管理規則に基づき、当社及び当社グループに属する会社

間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

なお、当社及び当社グループに属する会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

当社の監査役は、必要に応じて当社グループに属する会社の業務状況等を監査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告しております。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

(6) 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年5月18日開催の取締役会において以下の項目について当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議しております。その後、平成20年3月19日開催の取締役会において、一部改正を行っております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- ⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(7) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(8) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(9) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

- ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。
- ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(11) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されておられません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表、及び前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表、及び当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		51,061		14,001	
2 高速道路事業営業未収入金		20,536		22,530	
3 未収入金		4,347		1,791	
4 有価証券		—		35,000	
5 仕掛道路資産		341,591		284,809	
6 貯蔵品等		360		316	
7 受託業務前払金		22,899		28,626	
8 前払金		—		1,357	
9 繰延税金資産		38		13	
10 その他		1,207		695	
貸倒引当金		△163		△155	
流動資産合計		441,879	87.6	388,987	85.5
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		11,557		11,740	
減価償却累計額		△1,177	10,380	△1,961	9,779
(2) 構築物		17,126		18,167	
減価償却累計額		△1,165	15,960	△2,029	16,137
(3) 機械及び装置		26,678		29,763	
減価償却累計額		△3,045	23,632	△5,354	24,408
(4) 車両運搬具		786		1,330	
減価償却累計額		△187	599	△388	941
(5) 工具、器具及び備品		243		403	
減価償却累計額		△93	149	△191	211
(6) 土地			8,629		8,027
(7) 建設仮勘定			451		3,246
有形固定資産合計			59,803		62,753
2 無形固定資産			1,962		1,926
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			0		—
(2) 敷金			828		874
(3) 繰延税金資産			157		160
(4) その他			66		115
貸倒引当金			△3		△3
投資その他の資産合計			1,048		1,146
固定資産合計			62,814		65,826
III 繰延資産					
1 道路建設関係社債発行費			10		—
繰延資産合計			10		—
資産合計	※1		504,704		454,814
			100.0		100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1		高速道路事業営業未払金	45,435		32,783	
2		短期借入金	60		296	
3		一年以内返済予定長期借入金	25,225		20,758	
4		未払金	2,396		8,143	
5		未払法人税等	551		565	
6		預り金	1,336		395	
7		受託業務前受金	29,391		41,302	
8		前受金	4,229		2,134	
9		賞与引当金	871		1,240	
10		回数券払戻引当金	69		24	
11		その他	808		2,359	
		流動負債合計	110,377	21.9	110,004	24.2
II 固定負債						
1	※1	道路建設関係社債	47,021		77,285	
2	※3	道路建設関係長期借入金	282,813		196,664	
3		その他の長期借入金	5,848		9,081	
4		退職給付引当金	30,047		30,156	
5		役員退職慰労引当金	29		152	
6		負ののれん	—		469	
7		その他	378		374	
		固定負債合計	366,138	72.5	314,184	69.1
		負債合計	476,515	94.4	424,189	93.3
(純資産の部)						
I 株主資本						
1		資本金	13,500	2.7	13,500	3.0
2		資本剰余金	13,500	2.7	13,500	3.0
3		利益剰余金	1,158	0.2	3,196	0.7
		株主資本合計	28,158	5.6	30,196	6.6
II 少数株主持分						
		少数株主持分	30	0.0	429	0.1
		純資産合計	28,188	5.6	30,625	6.7
		負債純資産合計	504,704	100.0	454,814	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益			292,373	100.0		444,910	100.0
II 営業費用							
1 道路資産賃借料		194,415			193,464		
2 高速道路等事業管理費 及び売上原価		85,148			238,051		
3 販売費及び一般管理費	※1	8,734	288,298	98.6	10,848	442,365	99.4
営業利益			4,074	1.4		2,544	0.6
III 営業外収益							
1 受取利息		35			71		
2 土地物件貸付料		101			82		
3 損害賠償金等		77			39		
4 負ののれん償却		—			473		
5 その他		63	277	0.1	189	857	0.2
IV 営業外費用							
1 支払利息		127			211		
2 回数券払戻引当金繰入 額		—			36		
3 その他		15	142	0.0	38	286	0.1
経常利益			4,210	1.4		3,115	0.7
V 特別利益							
1 固定資産売却益	※2	215			408		
2 前期損益修正益	※3	149			442		
3 承継資産評価調整益	※4	306	671	0.2	—	850	0.2
VI 特別損失							
1 臨時損失	※5		—	—		500	0.1
税金等調整前当期純利 益			4,881	1.7		3,466	0.8
法人税、住民税及び事 業税		2,149			815		
過年度法人税、住民税 及び事業税		238			524		
法人税等調整額		△195	2,192	0.7	21	1,361	0.3
少数株主利益又は 少数株主損失 (△)			△18	0.0		66	0.0
当期純利益			2,707	0.9		2,037	0.5

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	2,935	29,935	—	29,935
連結会計年度中の変動額						
承継資産評価額の調整(注)	—	△4,485	—	△4,485	—	△4,485
利益剰余金から資本剰余金への 振替	—	4,485	△4,485	—	—	—
当期純利益	—	—	2,707	2,707	—	2,707
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	30	30
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△1,777	△1,777	30	△1,747
平成19年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	1,158	28,158	30	28,188

(注) 承継資産の取得価額の調整によるものであります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	1,158	28,158	30	28,188
連結会計年度中の変動額						
当期純利益	—	—	2,037	2,037	—	2,037
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	398	398
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	2,037	2,037	398	2,436
平成20年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	3,196	30,196	429	30,625

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		4,881	3,466
減価償却費		4,632	4,886
退職給付引当金の増減額		720	58
賞与引当金の増減額		△22	149
貸倒引当金の増減額		△22	△8
回数券払戻引当金の増減額		△212	△44
役員退職慰労引当金の増減額		18	△75
受取利息		△35	△71
支払利息		127	211
固定資産売却益		△215	△408
前期損益修正益		△149	△442
承継資産評価調整益		△306	—
固定資産除却費		469	286
売上債権の増減額		△567	△2,172
未収消費税の増減額		△1,911	3,185
仕掛道路資産の増減額	※ 2	△91,282	59,709
貯蔵品等の増減額		52	49
受託業務前払金の増減額		△8,690	△5,727
前払金の増減額		—	△1,014
仕入債務の増減額		△978	△6,759
未払消費税の増減額		—	1,071
受託業務前受金の増減額		10,890	11,910
前受金の増減額		△8,766	△2,094
負ののれん償却額		—	△473
その他	※ 3	2,198	△505
小計		△89,170	65,187
利息の受取額		34	72
利息の支払額		△2,491	△2,595
法人税等の支払額		△5,068	△2,366
営業活動によるキャッシュ・フロー	※ 2	△96,695	60,298
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△2,923	△7,796
有形固定資産の売却による収入		443	1,085
新規連結子会社の取得による収入	※ 4	194	1,927
その他		△191	△412
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,477	△5,196

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
道路建設関係長期借入れによる収入		93,176	99,784
道路建設関係社債の発行による収入		36,979	30,153
長期借入れによる収入		50	5,000
長期借入金の返済による支出		△209	△1,843
道路建設関係長期借入金の減少額	※2	△30,570	△190,405
その他		—	149
財務活動によるキャッシュ・フロー		99,426	△57,161
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額		253	△2,060
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		50,807	51,061
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	※1	51,061	49,001

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 トラスティード(株) 首都高速道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株) このうち、首都高保険サポート(株)及び首都高パートナーズ(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。</p> <p>また、トラスティード(株)については、当連結会計年度に株式を取得し、議決権の過半数を取得したことにより、連結子会社に含めることとしております。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 トラスティード(株) ユニ(株) (株)エヌティジェー (株)トーワン (株)とうさい (株)エフイージー 横浜アールエス(株) ケイエス(株) 首都高パトロール(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高E T Cメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高速道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株) このうち、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーワン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)及び首都高パトロール(株)については、当連結会計年度に株式を取得したことにより、連結子会社に含めることとしております。</p> <p>また、首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)、首都高E T Cメンテナンス(株)及び首都高機械メンテナンス(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>すべての関連会社に持分法を適用しております。</p> <p>持分法適用の関連会社数 8社 会社等の名称 ユニ(株) (株)エヌティジェー (株)トーワン (株)とうさい (株)エフイージー 横浜アールエス(株) ケイエス(株) 首都高パトロール(株)</p> <p>なお、関連会社はいずれも緊密な者を通じた間接所有であるため、持分法による投資損益は発生しておりません。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 0社</p> <p>前連結会計年度において持分法適用会社であった、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーワン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)、首都高パトロール(株)は株式取得により持株比率が増加したため、当連結会計年度より連結子会社としております。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。	同左
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入してしております。</p> <p>(b) 貯蔵品等 主に先入先出法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(b) 貯蔵品等 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2年～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	2年～50年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年
建物	2年～50年													
構築物	2年～45年													
機械及び装置	2年～17年													
建物	2年～51年													
構築物	2年～45年													
機械及び装置	2年～17年													

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。 なお、前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていた道路建設関係社債発行費については、3年で毎期均等額を償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 当社の役員退職慰労金は、従来、内規において支給基準が規定されていなかったことから、支出時の費用として処理する方法としておりましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末要支給額を計上する方法に変更しております。 この変更は、内規の改正により支給基準が明文化されたことを契機に、役員退職慰労金を在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものです。この変更が損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。 ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 同左 工事に係る受託業務収入 同左 ② 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	2年間で償却を行っております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は28,158百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準の改正) 当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金66百万円は、当連結会計年度から道路建設関係社債より控除して表示しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準) 当連結会計年度から、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準通用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の流動負債の「その他」に含まれる「預り金」は76百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会 平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号）及び「連結財務諸表規則ガイドライン」の改正に伴い、当連結会計年度から「有価証券」として表示しております。なお、前連結会計年度における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は38,000百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払金」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の流動資産の「その他」に含まれる「前払金」は342百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の固定負債の「その他」に含まれる「負ののれん」は16百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却」は16百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額」に含めて表示しておりました「未払消費税の増減額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。これに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額」を「未収消費税の増減額」と表示しております。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額」に含まれる「未収消費税の増減額」は△1,912百万円であり、「未払消費税の増減額」は1百万円であります。</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払金の増減額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「前払金の増減額」は△72百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は△16百万円であります。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(承継資産評価額の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)に基づき、当社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額(仕掛道路資産△385百万円、固定資産△4,099百万円(構築物△3,537百万円、機械及び装置△609百万円など))を当連結会計年度において調整し、資本剰余金を4,485百万円減額しております。</p> <p>また、これに伴い、利益剰余金から資本剰余金へ同額の振替を行っております。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債47,021百万円の一般担保に供しています。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務 1,365,849百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、44,467百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が30,570百万円減少しております。そのうち2,775百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る27,795百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>4 当座貸越契約 当社及び連結子会社（トラスティロード株）においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="231 1616 766 1902"> <tr> <td colspan="2">当座貸越極度額</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>200百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,140百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額		㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	200百万円	借入未実行残高	60百万円	差引額	20,140百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しています。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>4 当座貸越契約 当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="869 1616 1404 1902"> <tr> <td colspan="2">当座貸越極度額</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>730百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>250百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>21,480百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額		㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	5,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	730百万円	借入未実行残高	250百万円	差引額	21,480百万円
当座貸越極度額																																	
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																
㈱横浜銀行	4,000百万円																																
㈱みずほ銀行	200百万円																																
借入未実行残高	60百万円																																
差引額	20,140百万円																																
当座貸越極度額																																	
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																
㈱三菱東京UFJ銀行	5,000百万円																																
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																
㈱横浜銀行	4,000百万円																																
㈱みずほ銀行	730百万円																																
借入未実行残高	250百万円																																
差引額	21,480百万円																																

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 1,636百万円 業務委託費 1,467百万円 広告宣伝費 1,463百万円 退職給付費用 1,051百万円 賞与引当金繰入額 441百万円	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 2,209百万円 給料手当 2,107百万円 業務委託費 1,952百万円 退職給付費用 713百万円 賞与引当金繰入額 471百万円
※2 固定資産売却益 土地等 215百万円	※2 固定資産売却益 休憩所施設の土地建物等に係 る売却益 408百万円
※3 前期損益修正益 前連結会計年度における高速道路等事業管理費 及び売上原価を修正したものです。	※3 前期損益修正益 修正申告に伴う固定資産等の 調整益 442百万円
※4 承継資産評価調整益 承継資産の一部の取得価額の調整に伴い、減価 償却累計額の調整を実施したものです。	※4 _____
※5 _____	※5 臨時損失 東京大気汚染訴訟の和解に伴 う医療費助成拠出金 500百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)										
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">51,061百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">51,061百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	51,061百万円	現金及び現金同等物	51,061百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">14,001百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">35,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">49,001百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	14,001百万円	有価証券勘定	35,000百万円	現金及び現金同等物	49,001百万円
現金及び預金勘定	51,061百万円										
現金及び現金同等物	51,061百万円										
現金及び預金勘定	14,001百万円										
有価証券勘定	35,000百万円										
現金及び現金同等物	49,001百万円										
<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の減少額」30,570百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産28,993百万円が仕掛道路資産の増減額△91,282百万円に含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の減少額」190,405百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産182,814百万円が仕掛道路資産の増減額59,709百万円に含まれております。</p>										
<p>※3 企業結合関係に記載しているとおり、連結子会社である首都高速道路サービス㈱は、財団法人首都高速道路協会から資産価額1,240百万円、負債価額1,001百万円を譲り受け、資産価額から負債価額を差し引いた238百万円を長期未払金とし、平成21年までの3か年で財団法人首都高速道路協会に対し支払うこととしました。</p> <p>その後、首都高速道路サービス㈱と財団法人首都高速道路協会との間で退職給付引当金338百万円の清算を行うこととなり、長期未払金238百万円と相殺し、差額100百万円については現金及び現金同等物として当連結会計年度に財団法人首都高速道路協会から首都高速道路サービス㈱に支払われております。</p> <p>その他2,198百万円には、上述の100百万円が含まれております。</p>	<p>※3</p>										

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																																												
<p>※4 株式の取得により新たにトラスティーロード㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにトラスティーロード㈱株式の取得価額とトラスティーロード㈱取得のための支出（純額）との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">317百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△203百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△19百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△32百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△49百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>トラスティーロード㈱株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>トラスティーロード㈱現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△214百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引：トラスティーロード㈱取得による収入</td> <td style="text-align: right;">194百万円</td> </tr> </table>	流動資産	317百万円	固定資産	6百万円	流動負債	△203百万円	固定負債	△19百万円	負ののれん	△32百万円	少数株主持分	△49百万円	<hr/>		トラスティーロード㈱株式の取得価額	20百万円	トラスティーロード㈱現金及び現金同等物	△214百万円	<hr/>		差引：トラスティーロード㈱取得による収入	194百万円	<p>※4 株式の取得により新たに首都高パトロール㈱他7社（以下、新規連結子会社）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出（純額）との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">3,773百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△1,577百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△287百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△913百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△353百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">783百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△2,710百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引：新規連結子会社取得による収入</td> <td style="text-align: right;">1,927百万円</td> </tr> </table>	流動資産	3,773百万円	固定資産	141百万円	流動負債	△1,577百万円	固定負債	△287百万円	負ののれん	△913百万円	少数株主持分	△353百万円	<hr/>		新規連結子会社株式の取得価額	783百万円	新規連結子会社の現金及び現金同等物	△2,710百万円	<hr/>		差引：新規連結子会社取得による収入	1,927百万円
流動資産	317百万円																																												
固定資産	6百万円																																												
流動負債	△203百万円																																												
固定負債	△19百万円																																												
負ののれん	△32百万円																																												
少数株主持分	△49百万円																																												
<hr/>																																													
トラスティーロード㈱株式の取得価額	20百万円																																												
トラスティーロード㈱現金及び現金同等物	△214百万円																																												
<hr/>																																													
差引：トラスティーロード㈱取得による収入	194百万円																																												
流動資産	3,773百万円																																												
固定資産	141百万円																																												
流動負債	△1,577百万円																																												
固定負債	△287百万円																																												
負ののれん	△913百万円																																												
少数株主持分	△353百万円																																												
<hr/>																																													
新規連結子会社株式の取得価額	783百万円																																												
新規連結子会社の現金及び現金同等物	△2,710百万円																																												
<hr/>																																													
差引：新規連結子会社取得による収入	1,927百万円																																												

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																
<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">67</td> <td style="text-align: center;">232</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">77</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">388</td> <td style="text-align: center;">86</td> <td style="text-align: center;">301</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">95百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">206百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">301百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">86百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">86百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="margin-left: 40px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	10	1	9	工具、器具及び備品	300	67	232	無形固定資産	77	17	59	合計	388	86	301	1年内	95百万円	1年超	206百万円	合計	301百万円	支払リース料	86百万円	減価償却費相当額	86百万円	<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">453</td> <td style="text-align: center;">161</td> <td style="text-align: center;">292</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">135</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">224</td> <td style="text-align: center;">475</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">160百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">314百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">475百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(2) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="margin-left: 40px;">同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	5	12	車両運搬具	92	19	72	工具、器具及び備品	453	161	292	無形固定資産	135	38	97	合計	700	224	475	1年内	160百万円	1年超	314百万円	合計	475百万円	支払リース料	126百万円	減価償却費相当額	126百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
機械及び装置	10	1	9																																																														
工具、器具及び備品	300	67	232																																																														
無形固定資産	77	17	59																																																														
合計	388	86	301																																																														
1年内	95百万円																																																																
1年超	206百万円																																																																
合計	301百万円																																																																
支払リース料	86百万円																																																																
減価償却費相当額	86百万円																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
機械及び装置	17	5	12																																																														
車両運搬具	92	19	72																																																														
工具、器具及び備品	453	161	292																																																														
無形固定資産	135	38	97																																																														
合計	700	224	475																																																														
1年内	160百万円																																																																
1年超	314百万円																																																																
合計	475百万円																																																																
支払リース料	126百万円																																																																
減価償却費相当額	126百万円																																																																

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">193,464百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">11,759,273百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,952,738百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており、</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p> <p>3. 当連結会計年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映させておりません。</p>	1年内	193,464百万円	1年超	11,759,273百万円	合計	11,952,738百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">197,440百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">11,561,832百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,759,273百万円</td> </tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">58百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映させておりません。</p>	1年内	197,440百万円	1年超	11,561,832百万円	合計	11,759,273百万円	1年内	18百万円	1年超	40百万円	合計	58百万円
1年内	193,464百万円																		
1年超	11,759,273百万円																		
合計	11,952,738百万円																		
1年内	197,440百万円																		
1年超	11,561,832百万円																		
合計	11,759,273百万円																		
1年内	18百万円																		
1年超	40百万円																		
合計	58百万円																		

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成19年3月31日)

時価評価されていない有価証券については、金額の重要性が乏しいため注記を省略しております。

当連結会計年度(平成20年3月31日)

1 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却損益の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金

35,000百万円

3 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

1年以内

(百万円)

譲渡性預金

35,000

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいてもデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社においては、確定給付型の制度として退職一時金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

また、連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、うち首都高パトロール㈱は、確定給付型の企業年金制度を併せて採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成20年3月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	△43,932	△44,727
ロ 年金資産	15,878	13,876
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△28,053	△30,851
ニ 未認識数理計算上の差異	△1,993	694
ホ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	△30,047	△30,156
ヘ 前払年金費用	—	—
ト 退職給付引当金 (ホ+ヘ)	△30,047	△30,156

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算出に当たり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (百万円)
イ 勤務費用 (注1) (注2)	1,358	1,493
ロ 利息費用	854	870
ハ 期待運用収益	△70	△635
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	△161	△215
ホ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ)	1,980	1,514

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
イ 割引率	2.0%	同左
ロ 期待運用収益率	0.46%	4.00%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	同左
	(発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 による定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとして おります。)	

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																																
<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">57百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">355百万円</td> </tr> <tr> <td>回数券払戻引当金</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,234百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">98百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,826百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△12,630百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">195百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">157百万円</td> </tr> </table>	貸倒引当金	57百万円	賞与引当金	355百万円	回数券払戻引当金	28百万円	退職給付引当金	12,234百万円	未払事業税	98百万円	その他	52百万円	繰延税金資産小計	12,826百万円	評価性引当額	△12,630百万円	繰延税金資産の純額	195百万円	流動資産－繰延税金資産	38百万円	固定資産－繰延税金資産	157百万円	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">51百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">510百万円</td> </tr> <tr> <td>回数券払戻引当金</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,280百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">175百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,187百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△13,013百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">174百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">160百万円</td> </tr> </table>	貸倒引当金	51百万円	賞与引当金	510百万円	回数券払戻引当金	10百万円	退職給付引当金	12,280百万円	役員退職慰労引当金	63百万円	未払事業税	71百万円	税務上の繰越欠損金	175百万円	その他	24百万円	繰延税金資産小計	13,187百万円	評価性引当額	△13,013百万円	繰延税金資産の純額	174百万円	流動資産－繰延税金資産	13百万円	固定資産－繰延税金資産	160百万円
貸倒引当金	57百万円																																																
賞与引当金	355百万円																																																
回数券払戻引当金	28百万円																																																
退職給付引当金	12,234百万円																																																
未払事業税	98百万円																																																
その他	52百万円																																																
繰延税金資産小計	12,826百万円																																																
評価性引当額	△12,630百万円																																																
繰延税金資産の純額	195百万円																																																
流動資産－繰延税金資産	38百万円																																																
固定資産－繰延税金資産	157百万円																																																
貸倒引当金	51百万円																																																
賞与引当金	510百万円																																																
回数券払戻引当金	10百万円																																																
退職給付引当金	12,280百万円																																																
役員退職慰労引当金	63百万円																																																
未払事業税	71百万円																																																
税務上の繰越欠損金	175百万円																																																
その他	24百万円																																																
繰延税金資産小計	13,187百万円																																																
評価性引当額	△13,013百万円																																																
繰延税金資産の純額	174百万円																																																
流動資産－繰延税金資産	13百万円																																																
固定資産－繰延税金資産	160百万円																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算税等</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">4.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">44.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	住民税均等割等	0.4%	過少申告加算税等	0.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	評価性引当額の増減	4.4%	その他	△1.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.9%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																																		
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																
住民税均等割等	0.4%																																																
過少申告加算税等	0.5%																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																
評価性引当額の増減	4.4%																																																
その他	△1.1%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.9%																																																

(企業結合関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)										
<p>1 事業の譲受け</p> <p>連結子会社である首都高速道路サービス㈱は、平成18年4月1日に財団法人首都高速道路協会から休憩所事業及び高架下占用駐車場事業の一部を譲り受けました。</p> <p>(1) 譲り受けた相手方の概要</p> <table border="1" data-bbox="153 445 793 637"><tr><td>商号</td><td>財団法人首都高速道路協会</td></tr><tr><td>本社所在地</td><td>東京都港区虎ノ門1-1-21</td></tr><tr><td>設立年月日</td><td>昭和42年1月10日</td></tr><tr><td>代表者(理事長)</td><td>青木保之</td></tr><tr><td>基本財産</td><td>1億5千万円</td></tr></table> <p>(2) 譲り受けた事業の概要</p> <p>① 休憩所事業のうち休憩施設及び店舗運営事業等</p> <p>② 高架下占用駐車場事業の一部</p> <p>(3) 譲受けを行った理由</p> <p>道路空間を活用した関連事業を一体的に行うことにより、効率的な経営を行い収益の増大とサービスの向上を図るために事業を譲り受けました。なお、迅速な施設の維持管理や設備投資を行うために連結子会社が資産所有を行うこととしました。</p> <p>(4) 企業結合日</p> <p>平成18年4月1日</p> <p>(5) 企業結合の法的形式</p> <p>営業譲受け</p> <p>(6) 譲り受けた資産、負債の額</p> <p>資産価額 1,240百万円 (主な項目：休憩所資産 602百万円、高架下占用駐車場資産 491百万円、その他共通資産91百万円)</p> <p>負債価額 1,001百万円 (主な項目：預り保証金 349百万円、長期借入金 652百万円)</p> <p>(7) その他</p> <p>譲り受けた事業の取得原価は、資産価額から負債価額を差し引いた238百万円であります。</p>	商号	財団法人首都高速道路協会	本社所在地	東京都港区虎ノ門1-1-21	設立年月日	昭和42年1月10日	代表者(理事長)	青木保之	基本財産	1億5千万円	
商号	財団法人首都高速道路協会										
本社所在地	東京都港区虎ノ門1-1-21										
設立年月日	昭和42年1月10日										
代表者(理事長)	青木保之										
基本財産	1億5千万円										

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売 上高	283,704	2,589	5,504	574	292,373	—	292,373
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	283,704	2,589	5,504	574	292,373	—	292,373
営業費用	280,053	2,244	5,496	504	288,298	—	288,298
営業利益	3,651	345	8	69	4,074	—	4,074
II 資産、減価償却費及び 資本的支出							
資産	404,213	4,780	22,899	1,778	433,671	71,032	504,704
減価償却費	3,300	613	—	81	3,995	637	4,633
資本的支出	3,553	185	—	9	3,748	284	4,033

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は71,032百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（現金及び預金）及び各事業共用の資産等であります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	438,672	2,857	2,580	800	444,910	—	444,910
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	—	—	123	123	(123)	—
計	438,672	2,857	2,580	923	445,033	(123)	444,910
営業費用	436,883	2,288	2,583	733	442,488	(123)	442,365
営業利益又は営業損失(△)	1,789	568	△2	189	2,544	—	2,544
II 資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	354,692	4,425	28,626	1,067	388,812	66,001	454,814
減価償却費	3,537	555	—	62	4,155	730	4,886
資本的支出	7,470	172	—	6	7,650	400	8,050

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は66,001百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（現金及び預金）及び各事業共用の資産等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 50.0%	転籍 3名	工事等の受託 資金の借入	受託業務収入	937	-	-
								資金の借入 (注2)	21,188	道路建設 関係長期 借入金	61,368
								受託業務前受 金の受入	3,491	受託業務 前受金	8,461
										未収入金	442
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有)直接 26.7%	転籍 2名	工事等の受託 資金の借入	受託業務収入	40	-	-
								資金の借入 (注2)	21,188	道路建設 関係長期 借入金	61,368
								受託業務前受 金の受入	7,369	受託業務 前受金	15,237
										未収入金	5

(注) 1. 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債 務返済機 構	東京都港 区	4,463,874	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	なし	道路資産 の借 受	道路資産賃借 料の支払 (注1)	194,415	高速道路 事業営業 未払金	18,532
							道路資産 完成 高及び 債務引 受け	道路資産完成 高	28,993	高速道路 事業営業 未収入金	148
								債務引受けに 伴う借入金債 務の減少額 (注2)	30,570	未払金	32
							借入金 等の連 帯債務	債務保証 (注2) (注3)	1,410,316	-	-
							資金の 借入	当社借入に対 する被債務保 証(注4)	36,506	-	-
							資金の借入 (注5)	30,300	道路建設 関係長期 借入金	44,742	

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券（国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
6. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0%	転籍 3名	工事等の受託 資金の借入	受託業務収入	468	-	-
								資金の借入 (注2)	15,842	道路建設 関係長期 借入金	36,779
								受託業務前受 金の受入	3,715	受託業務 前受金	11,674
										未収入金	365
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有) 直接 26.7%	転籍 2名	工事等の受託 資金の借入	受託業務収入	295	-	-
								資金の借入 (注2)	15,842	道路建設 関係長期 借入金	36,779
								受託業務前受 金の受入	7,269	受託業務 前受金	22,196
										未収入金	501
		医療費助成拠 出金の支払 (注3)	500	-	-						

(注) 1. 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

3. 東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金です。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債務 返済機構	東京都港 区	4,596,574	高速道路 に係る道路 資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	なし	道路資産 の借受	道路資産賃借 料の支払 (注1)	193,464	高速道路 事業営業 未払金	16,930
							道路資産 完成 高及び 債務引 受け	道路資産完成 高	182,814	高速道路 事業営業 未収入金	329
								債務引受けに 伴う借入金債 務の減少額 (注2)	190,405	未払金	449
							借入金 等の連 帯債務	債務保証 (注2) (注3)	1,245,427	-	-
								当社借入に対 する被債務保 証(注4)	5,523	-	-
		資金の 借入	資金の借入 (注5)	29,600	道路建設 関係長期 借入金	44,084					

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券（国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
6. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,042.90円	1株当たり純資産額	1,118.37円
1株当たり当期純利益金額	100.28円	1株当たり当期純利益金額	75.47円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益 (百万円)	2,707	2,037
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,707	2,037
普通株式の期中平均株式数 (千株)	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	28,188	30,625
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	30	429
(うち少数株主持分)	(30)	(429)
普通株式に係る期末純資産額 (百万円)	28,158	30,196
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																														
<p>1 株式取得による会社の買収について</p> <p>当社は、安全・円滑な道路サービスの向上に不可欠な業務の提供について、経営方針の徹底及び連結子会社とすることによる経営の透明性の向上を図るため、平成19年4月1日にユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トールワン、㈱とうさい、㈱エフイージャー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱、首都高パトロール㈱の株式を取得しました。</p> <p>株式取得の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 買収した会社の名称 ユニ㈱</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr> <td>首都高パトロール㈱</td> <td>120株</td> </tr> <tr> <td>日本ハイウェイ・サービス㈱</td> <td>51株</td> </tr> <tr> <td>㈱アーバンロードサービス</td> <td>227株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td>料金収受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td>398株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>66.3%</td> </tr> </table> <p>(2) 買収した会社の名称 ㈱エヌティジェー</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr> <td>首都高パトロール㈱</td> <td>2,400株</td> </tr> <tr> <td>日本ハイウェイ・サービス㈱</td> <td>227株</td> </tr> <tr> <td>㈱トールハイサービス</td> <td>493株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td>料金収受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td>3,120株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>52.0%</td> </tr> </table>	首都高パトロール㈱	120株	日本ハイウェイ・サービス㈱	51株	㈱アーバンロードサービス	227株	事業内容	料金収受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	398株	取得価額	35百万円	取得後の持分比率	66.3%	首都高パトロール㈱	2,400株	日本ハイウェイ・サービス㈱	227株	㈱トールハイサービス	493株	事業内容	料金収受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	3,120株	取得価額	15百万円	取得後の持分比率	52.0%	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（政府保証債185億円以内）に基づき、平成20年4月1日以降、以下の条件で社債（政府保証債）を発行しました。</p> <table border="0"> <tr> <td>区分</td> <td>政府保証第6回首都高速道路株式会社債券</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金100億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.7パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金99円60銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成20年5月28日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成30年5月28日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </table> <p>2 重要な子会社等の設立について</p> <p>当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術㈱を新たに設立することを決議し、6月6日に設立しました。7月1日の営業開始に向け準備を進めています。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 設立した会社の名称 首都高技術㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td>維持修繕業務（構造物点検）</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td>800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100.0%</td> </tr> </table>	区分	政府保証第6回首都高速道路株式会社債券	発行総額	金100億円	利率	年1.7パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円60銭	払込期日	平成20年5月28日	償還期日	平成30年5月28日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	事業内容	維持修繕業務（構造物点検）	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%
首都高パトロール㈱	120株																																																														
日本ハイウェイ・サービス㈱	51株																																																														
㈱アーバンロードサービス	227株																																																														
事業内容	料金収受業務																																																														
資本金	30百万円																																																														
取得した株式の数	398株																																																														
取得価額	35百万円																																																														
取得後の持分比率	66.3%																																																														
首都高パトロール㈱	2,400株																																																														
日本ハイウェイ・サービス㈱	227株																																																														
㈱トールハイサービス	493株																																																														
事業内容	料金収受業務																																																														
資本金	30百万円																																																														
取得した株式の数	3,120株																																																														
取得価額	15百万円																																																														
取得後の持分比率	52.0%																																																														
区分	政府保証第6回首都高速道路株式会社債券																																																														
発行総額	金100億円																																																														
利率	年1.7パーセント																																																														
償還方法	満期一括																																																														
発行価額	額面100円につき金99円60銭																																																														
払込期日	平成20年5月28日																																																														
償還期日	平成30年5月28日																																																														
担保	一般担保																																																														
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当																																																														
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																														
事業内容	維持修繕業務（構造物点検）																																																														
資本金	40百万円																																																														
取得した株式の数	800株																																																														
取得価額	40百万円																																																														
取得後の持分比率	100.0%																																																														

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																																																				
<p>(3) 買収した会社の名称 (株)トーワン</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">24,000株</td> </tr> <tr> <td>ケイウエル(株)</td> <td style="text-align: right;">9,600株</td> </tr> <tr> <td>日本オートパーク(株)</td> <td style="text-align: right;">4,000株</td> </tr> <tr> <td>都市研究サービス(株)</td> <td style="text-align: right;">4,000株</td> </tr> <tr> <td>ワールドウェイ(株)</td> <td style="text-align: right;">1,400株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">43,000株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">147百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">72.9%</td> </tr> </table> <p>(4) 買収した会社の名称 (株)とうさい</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">120株</td> </tr> <tr> <td>ノーザンハイウェイサービス(株)</td> <td style="text-align: right;">240株</td> </tr> <tr> <td>(株)イーストワン</td> <td style="text-align: right;">240株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">600株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table> <p>(5) 買収した会社の名称 (株)エフイージー</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">120株</td> </tr> <tr> <td>(株)ファーストフレンド</td> <td style="text-align: right;">177株</td> </tr> <tr> <td>(株)イーストワン</td> <td style="text-align: right;">186株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">483株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">80.5%</td> </tr> </table>	首都高パトロール(株)	24,000株	ケイウエル(株)	9,600株	日本オートパーク(株)	4,000株	都市研究サービス(株)	4,000株	ワールドウェイ(株)	1,400株	事業内容	料金收受業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	43,000株	取得価額	147百万円	取得後の持分比率	72.9%	首都高パトロール(株)	120株	ノーザンハイウェイサービス(株)	240株	(株)イーストワン	240株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	600株	取得価額	60百万円	取得後の持分比率	100.0%	首都高パトロール(株)	120株	(株)ファーストフレンド	177株	(株)イーストワン	186株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	483株	取得価額	42百万円	取得後の持分比率	80.5%	
首都高パトロール(株)	24,000株																																																				
ケイウエル(株)	9,600株																																																				
日本オートパーク(株)	4,000株																																																				
都市研究サービス(株)	4,000株																																																				
ワールドウェイ(株)	1,400株																																																				
事業内容	料金收受業務																																																				
資本金	40百万円																																																				
取得した株式の数	43,000株																																																				
取得価額	147百万円																																																				
取得後の持分比率	72.9%																																																				
首都高パトロール(株)	120株																																																				
ノーザンハイウェイサービス(株)	240株																																																				
(株)イーストワン	240株																																																				
事業内容	料金收受業務																																																				
資本金	30百万円																																																				
取得した株式の数	600株																																																				
取得価額	60百万円																																																				
取得後の持分比率	100.0%																																																				
首都高パトロール(株)	120株																																																				
(株)ファーストフレンド	177株																																																				
(株)イーストワン	186株																																																				
事業内容	料金收受業務																																																				
資本金	30百万円																																																				
取得した株式の数	483株																																																				
取得価額	42百万円																																																				
取得後の持分比率	80.5%																																																				

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																						
<p>(6) 買収した会社の名称 横浜アールエス(株)</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">120株</td> </tr> <tr> <td>日本ハイウェイ・サービス(株)</td> <td style="text-align: right;">29株</td> </tr> <tr> <td>京浜急行電鉄(株)</td> <td style="text-align: right;">59株</td> </tr> <tr> <td>首都ハイウェイサービス(株)</td> <td style="text-align: right;">24株</td> </tr> <tr> <td>財神奈川県駐労福祉センター</td> <td style="text-align: right;">42株</td> </tr> <tr> <td>(株)タック</td> <td style="text-align: right;">28株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">302株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">51.9%</td> </tr> </table>		首都高パトロール(株)	120株	日本ハイウェイ・サービス(株)	29株	京浜急行電鉄(株)	59株	首都ハイウェイサービス(株)	24株	財神奈川県駐労福祉センター	42株	(株)タック	28株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	302株	取得価額	22百万円	取得後の持分比率	51.9%
首都高パトロール(株)	120株																						
日本ハイウェイ・サービス(株)	29株																						
京浜急行電鉄(株)	59株																						
首都ハイウェイサービス(株)	24株																						
財神奈川県駐労福祉センター	42株																						
(株)タック	28株																						
事業内容	料金收受業務																						
資本金	30百万円																						
取得した株式の数	302株																						
取得価額	22百万円																						
取得後の持分比率	51.9%																						
<p>(7) 買収した会社の名称 ケイエス(株)</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">120株</td> </tr> <tr> <td>ケイウエル(株)</td> <td style="text-align: right;">360株</td> </tr> <tr> <td>(株)セノン</td> <td style="text-align: right;">24株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">504株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">84.0%</td> </tr> </table>		首都高パトロール(株)	120株	ケイウエル(株)	360株	(株)セノン	24株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	504株	取得価額	52百万円	取得後の持分比率	84.0%						
首都高パトロール(株)	120株																						
ケイウエル(株)	360株																						
(株)セノン	24株																						
事業内容	料金收受業務																						
資本金	30百万円																						
取得した株式の数	504株																						
取得価額	52百万円																						
取得後の持分比率	84.0%																						
<p>(8) 買収した会社の名称 首都高パトロール(株)</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>(株)アーバンロードサービス</td> <td style="text-align: right;">20株</td> </tr> <tr> <td>ケイウエル(株)</td> <td style="text-align: right;">54株</td> </tr> <tr> <td>ノーザンハイウェイサービス(株)</td> <td style="text-align: right;">68株</td> </tr> <tr> <td>(株)トーワン</td> <td style="text-align: right;">104株</td> </tr> <tr> <td>(株)トーハイサービス</td> <td style="text-align: right;">20株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">交通管理業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">266株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">406百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table>		(株)アーバンロードサービス	20株	ケイウエル(株)	54株	ノーザンハイウェイサービス(株)	68株	(株)トーワン	104株	(株)トーハイサービス	20株	事業内容	交通管理業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	266株	取得価額	406百万円	取得後の持分比率	100.0%		
(株)アーバンロードサービス	20株																						
ケイウエル(株)	54株																						
ノーザンハイウェイサービス(株)	68株																						
(株)トーワン	104株																						
(株)トーハイサービス	20株																						
事業内容	交通管理業務																						
資本金	40百万円																						
取得した株式の数	266株																						
取得価額	406百万円																						
取得後の持分比率	100.0%																						

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																																								
<p>2 重要な子会社等の設立について</p> <p>当社は、平成19年3月15日開催の取締役会において、安全・円滑な道路サービスの提供に不可欠な維持修繕業務を、業務の緊急性、市場性、枢要性、熟練性を踏まえつつ、効率的に業務を実施するため、首都高メンテナンス西東京㈱、首都高メンテナンス東東京㈱、首都高メンテナンス神奈川㈱、首都高電気メンテナンス㈱、首都高E T Cメンテナンス㈱を新たに設立することを決議し、平成19年4月3日にこれらの会社の設立を行いました。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 設立した会社の名称 首都高メンテナンス西東京㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td>維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td>800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>(2) 設立した会社の名称 首都高メンテナンス東東京㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td>維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td>800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>(3) 設立した会社の名称 首都高メンテナンス神奈川㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td>維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td>800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>(4) 設立した会社の名称 首都高電気メンテナンス㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td>維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td>800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100.0%</td> </tr> </table>	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(5) 設立した会社の名称 首都高E T Cメンテナンス(株)</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <p>事業内容 維持修繕業務</p> <p>資本金 40百万円</p> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <p>取得した株式の数 800株</p> <p>取得価額 40百万円</p> <p>取得後の持分比率 100.0%</p>	

⑤【連結附属明細表】

【道路建設関係社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
首都高速道路株	政府保証第1回首都高速道路株式会社債券	平成18年 3月28日	9,933	9,940	1.60	有	平成28年 3月28日
	政府保証第2回首都高速道路株式会社債券	平成18年 9月26日	9,976	9,978	1.80	有	平成28年 9月26日
	政府保証第3回首都高速道路株式会社債券	平成19年 3月27日	17,114	17,123	1.70	有	平成29年 3月27日
	政府保証第4回首都高速道路株式会社債券	平成19年 9月25日	—	9,929	1.70	有	平成29年 9月25日
	政府保証第5回首都高速道路株式会社債券	平成20年 3月26日	—	10,317	1.40	有	平成30年 3月26日
	首都高速道路株式会社第1回社債	平成19年 3月26日	9,997	9,997	1.29	有	平成24年 3月19日
	首都高速道路株式会社第2回社債	平成20年 2月27日	—	9,998	1.17	有	平成24年 12月20日
合計	—	—	47,021	77,285	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	10,000	10,000

【道路建設関係長期借入金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金 (注2)	23,425	18,953	—	—
道路建設関係長期借入金(注3)(注5) (1年以内に返済予定のものを除く。)	282,813	196,664	0.72	平成23年3月～ 平成39年3月
合計	306,238	215,617	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

3. 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、39,842百万円は政府からの借入金(財政融資資金貸付金)であり、36,779百万円は政府からの無利子の借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)であり、36,779百万円は東京都からの無利子の借入金(東京都渋滞対策特定都市高速道路整備事業貸付金)であり、25,131百万円は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。

5. 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	—	42,512	22,423	62,576

【その他の借入金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60	296	1.81	—
1年以内に返済予定のその他の長期借入金	1,800	1,805	2.00	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
その他の長期借入金（注2） （1年以内に返済予定のものを除く。）	5,848	9,081	1.77	平成21年4月～ 平成24年9月
リース債務 （1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
合計	7,709	11,182	—	—

（注）1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他の長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
その他の長期借入金	3,282	2,915	2,169	714

（2）【その他】

記載事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		50,326		10,232	
2 高速道路事業営業未収入金		20,536		22,531	
3 未収入金		4,298		1,662	
4 短期貸付金		305		340	
5 有価証券		—		35,000	
6 仕掛道路資産		341,591		284,336	
7 貯蔵品		360		210	
8 受託業務前払金		22,899		28,626	
9 前払金		342		608	
10 前払費用		127		146	
11 その他		443		361	
貸倒引当金		△163		△155	
流動資産合計		441,066	87.8	383,901	85.5
II 固定資産					
i 高速道路事業固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		848		905	
減価償却累計額		△70	778	△117	788
(2) 構築物		16,495		17,469	
減価償却累計額		△994	15,500	△1,737	15,731
(3) 機械及び装置		26,606		29,642	
減価償却累計額		△3,015	23,591	△5,311	24,331
(4) 車両運搬具		767		994	
減価償却累計額		△181	585	△310	684
(5) 工具、器具及び備品		73		111	
減価償却累計額		△32	40	△52	58
(6) 土地			268		268
(7) 建設仮勘定			427		3,141
有形固定資産合計		41,192	8.2	45,005	10.0
2 無形固定資産		786	0.2	797	0.2
高速道路事業固定資産合計		41,978	8.4	45,803	10.2

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
ii 関連事業固定資産	※5					
1 有形固定資産						
(1) 建物		5,137		5,119		
減価償却累計額		△639	4,498	△1,044	4,075	
(2) 構築物		3		2		
減価償却累計額		0	2	△1	1	
(3) 機械及び装置		65		109		
減価償却累計額		△27	38	△41	67	
(4) 工具、器具及び備品		1		2		
減価償却累計額		0	0	△1	1	
(5) 土地			976		375	
(6) 建設仮勘定			10		—	
有形固定資産合計			5,526	1.1	4,520	1.0
関連事業固定資産合計			5,526	1.1	4,520	1.0
iii 各事業共用固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物	4,890		4,959			
減価償却累計額	△402	4,488	△673	4,286		
(2) 構築物	25		25			
減価償却累計額	△6	19	△9	16		
(3) 機械及び装置	5		2			
減価償却累計額	△2	3	0	1		
(4) 車両運搬具	19		48			
減価償却累計額	△5	13	△11	36		
(5) 工具、器具及び備品	134		138			
減価償却累計額	△48	86	△65	72		
(6) 土地		7,372		7,372		
(7) 建設仮勘定		—		67		
有形固定資産合計		11,982	2.4	11,852	2.6	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		1,146		1,084	
(2) その他		22		20	
無形固定資産合計		1,168	0.2	1,104	0.2
各事業共用固定資産合計		13,151	2.6	12,957	2.9
iv その他の固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 土地		0		0	
有形固定資産合計		0	0.0	0	0.0
その他の固定資産合計		0	0.0	0	0.0
v 投資その他の資産					
1 関係会社株式		50		1,074	
2 破産更正債権等		3		3	
3 敷金		717		742	
4 その他の投資等		63		64	
貸倒引当金		△3		△3	
投資その他の資産合計		831	0.2	1,880	0.4
固定資産合計		61,487	12.2	65,161	14.5
III 繰延資産					
1 道路建設関係社債発行費		10		—	
繰延資産合計		10	0.0	—	—
資産合計	※1	502,564	100.0	449,063	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1	※2	45,537		38,488		
2		25,041		20,569		
3		2,276		3,384		
4		350		237		
5		238		72		
6		1,278		288		
7		29,391		41,302		
8		4,229		2,134		
9		275		280		
10		827		822		
11		69		24		
12		0		0		
		流動負債合計	109,519	21.8	107,605	24.0
II 固定負債						
1	※1	47,021		77,285		
2	※4	282,813		196,664		
3		5,523		8,907		
4		29,662		29,576		
5		18		31		
		固定負債合計	365,038	72.6	312,464	69.6
		負債合計	474,558	94.4	420,070	93.5

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金			13,500	2.7	13,500	3.0
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		13,500		13,500		
資本剰余金合計			13,500	2.7	13,500	3.0
3 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
別途積立金			—		1,006	
繰越利益剰余金		1,006		985		
利益剰余金合計			1,006	0.2	1,992	0.4
株主資本合計			28,006	5.6	28,992	6.5
純資産合計			28,006	5.6	28,992	6.5
負債純資産合計			502,564	100.0	449,063	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%) (注)	金額 (百万円)	百分比 (%) (注)
I 高速道路事業営業損益					
1 営業収益					
(1) 料金収入		249,544		249,299	
(2) 道路資産完成高		28,993		182,814	
(3) その他の売上高		5,166	283,704	6,523	438,637
2 営業費用					
(1) 道路資産賃借料		194,415		193,464	
(2) 道路資産完成原価		28,993		182,814	
(3) 管理費用		56,626	280,035	61,360	437,639
高速道路事業営業利益			3,668	997	0.2
II 関連事業営業損益					
1 営業収益					
(1) 駐車場事業収入		1,658		1,804	
(2) 休憩所等事業収入		82		69	
(3) 高架下事業収入		65		66	
(4) 受託業務収入		5,504	7,311	2,581	4,521
2 営業費用					
(1) 駐車場事業費		1,543		1,582	
(2) 休憩所等事業費		60		52	
(3) 高架下事業費		37		28	
(4) 受託業務事業費		5,496	7,137	2,581	4,245
関連事業営業利益	※1		173	276	0.1
全事業営業利益			3,842	1,274	0.3
III 営業外収益					
1 受取利息		35		67	
2 土地物件貸付料		99		80	
3 損害賠償金等		77		39	
4 雑収入		37	249	54	242

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%) (注)	金額 (百万円)	百分比 (%) (注)
IV 営業外費用					
1 支払利息		114		195	
2 回数券払戻引当金繰入額		—		36	
3 雑損失		14	129	34	266
経常利益			3,963		1,250
V 特別利益					
1 固定資産売却益	※2	215		408	
2 前期損益修正益	※3	149		442	
3 承継資産評価調整益	※4	306	671	—	850
VI 特別損失					
1 臨時損失	※5		—		500
税引前当期純利益			4,634		1,601
法人税、住民税及び事業税		1,840		90	
過年度法人税、住民税及び事業税		238	2,078	524	615
当期純利益			2,555		985

(注) 百分比は全事業営業収益（前事業年度291,016百万円、当事業年度443,158百万円）を100とする比率であります。

營業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1 道路資産賃借料		194,415		193,464
2 道路資産完成原価		28,993		182,814
3 管理費用				
(1) 維持修繕費	24,379		28,568	
(2) 管理業務費	24,171		24,096	
(3) 一般管理費	8,075	56,626	8,695	61,360
高速道路事業営業費用合計			280,035	437,639
II 関連事業営業費用				
1 駐車場事業費				
(1) 駐車場事業原価	1,270		1,287	
(2) 一般管理費	273	1,543	295	1,582
2 休憩所等事業費				
(1) 休憩所等事業原価	13		10	
(2) 一般管理費	47	60	42	52
3 高架下事業費				
(1) 高架下事業原価	26		21	
(2) 一般管理費	10	37	6	28
4 受託業務事業費				
(1) 受託業務事業費		5,496		2,581
関連事業営業費用合計			7,137	4,245
全事業営業費用合計			287,173	441,884

高速道路事業原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
1. 営業費用						
道路資産賃借料			194,415			193,464
道路資産完成原価						
用地費						
土地代	496			—		
労務費	161			—		
外注費	31			—		
経費	1,380			—		
金利等	15			—		
一般管理費人件費	72			—		
一般管理費経費	△35	2,120		—	—	
建設費						
労務費	1,538			4,920		
外注費	21,331			164,503		
経費	2,732			5,736		
金利等	553			4,011		
一般管理費人件費	434			1,609		
一般管理費経費	278	26,869		892	181,672	
除却工事費用その他						
労務費	—			0		
外注費	4			1,139		
経費	—			0		
一般管理費人件費	—			0		
一般管理費経費	—	4	28,993	0	1,141	182,814
管理費用						
維持修繕費						
人件費	1,640			1,535		
経費	22,738	24,379		27,033	28,568	
管理業務費						
人件費	1,669			1,682		
経費	22,502	24,171		22,413	24,096	
一般管理費						
人件費	3,361			3,033		
経費	4,714	8,075	56,626	5,662	8,695	61,360

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
2. 営業外費用				
支払利息		64		137
回数券払戻引当金繰入額		—		36
雑損失		13		30
				204
3. 特別損失				
臨時損失		—		500
高速道路事業営業費用等合計		280,113		438,344
4. 法人税、住民税及び事業税		1,948		349
高速道路事業総費用合計		282,062		438,693

(注) 財務諸表等規則第78条第2項第6号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

④ 駐車場事業原価

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		31	2.5	31	2.4
II 経費	※1	1,238	97.5	1,255	97.6
駐車場事業原価		1,270	100.0	1,287	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
減価償却費	456	業務委託費	462
		減価償却費	446

⑤ 休憩所等事業原価

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		2	15.3	1	11.6
II 経費	※1	11	84.7	9	88.4
休憩所等事業原価		13	100.0	10	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	2	修繕費	5
修繕費	5	減価償却費	2

⑥ 高架下事業原価

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	8	32.3	5	25.1
II 経費		17	67.7	16	74.9
高架下事業原価		26	100.0	21	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	8	業務委託費	8
減価償却費	4	減価償却費	4

⑦ 受託業務事業費

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	652	4.5	674	8.1
II 経費		13,735	95.4	7,634	91.9
当期総製造費用		14,388	100.0	8,309	100.0
期首受託業務前払金		14,007		22,899	
合計		28,395		31,208	
期末受託業務前払金		22,899		28,626	
受託業務事業費		5,496		2,581	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	12,208	外注費	6,138
土地代	263	業務委託費	329

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

- ⑧ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費のうち主なものは次のとおりであります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

給料手当	1,532百万円
業務委託費	1,463百万円
広告宣伝費	1,461百万円
退職給付費用	1,041百万円
租税公課	797百万円
賃借料	647百万円
賞与引当金繰入額	435百万円
減価償却費	194百万円
役員退職慰労引当金繰入額	6百万円

（注）一般管理費の合計は8,406百万円であります。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

広告宣伝費	2,202百万円
業務委託費	1,888百万円
給料手当	1,574百万円
退職給付費用	685百万円
賃借料	661百万円
租税公課	528百万円
賞与引当金繰入額	443百万円
減価償却費	217百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円

（注）一般管理費の合計は9,039百万円であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	-	13,500	-	2,936	2,936	29,936	29,936
事業年度中の変動額									
承継資産評価額の調整(注1)	-	-	△4,485	△4,485	-	-	-	△4,485	△4,485
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替	-	-	4,485	4,485	-	△4,485	△4,485	-	-
別途積立金の積立(注2)	-	-	-	-	2,936	△2,936	-	-	-
別途積立金の取崩(注3)	-	-	-	-	△2,936	2,936	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	2,555	2,555	2,555	2,555
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	△1,929	△1,929	△1,929	△1,929
平成19年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	-	13,500	-	1,006	1,006	28,006	28,006

- (注) 1. 承継資産の取得価額の調整によるものであります。
 2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
 3. 平成19年2月の臨時株主総会における剰余金の処分項目であります。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	13,500	-	1,006	1,006	28,006	28,006
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立	-	-	-	1,006	△1,006	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	985	985	985	985
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	1,006	△20	985	985	985
平成20年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	13,500	1,006	985	1,992	28,992	28,992

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) _____</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>												
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 (会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。</p> <p>なお、当事業年度においては、前事業年度末に取得価額の5%に到達した資産がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年
建物	2～50年													
構築物	2～45年													
機械及び装置	2～17年													
建物	2～50年													
構築物	2～45年													
機械及び装置	2～17年													
<p>4 繰延資産の処理方法</p>	<p>(1) 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。 なお、前事業年度の貸借対照表に計上されていた道路建設関係社債発行費については、3年で每期均等額を償却しております。</p>	<p>(1) 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。</p>												

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 当社の役員退職慰労金は、従来、内規において支給基準が規定されていなかったことから、支出時の費用として処理する方法としておりましたが、当事業年度から内規に基づく期末要支給額を計上する方法に変更しております。 この変更は、内規の改正により支給基準が明文化されたことを契機に、役員退職慰労金を在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものです。この変更が損益に与える影響額は軽微であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 完成工事高の計上基準 ① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 ② 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 完成工事高の計上基準 ① 道路資産完成高 同左 ② 工事に係る受託業務収入 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は28,006百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準の改正) 当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金66百万円は、当事業年度から道路建設関係社債より控除して表示していません。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため区分掲記していません。なお、前事業年度の流動負債の「その他」に含まれる「預り金」は33百万円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号）及び「財務諸表等規則ガイドライン」の改正に伴い、当事業年度から「有価証券」として表示しております。なお、前事業年度における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は38,000百万円であります。</p>

追加情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(承継資産評価額の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書（平成18年9月20日）に基づき、当社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額（仕掛道路資産△385百万円、高速道路事業固定資産△4,153百万円（構築物△3,537百万円、機械及び装置△609百万円など）、各事業共用固定資産54百万円）を当事業年度において調整し、その他資本剰余金を4,485百万円減額しております。</p> <p>また、これに伴い、繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ同額の振替を行っております。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年 3月31日)	当事業年度 (平成20年 3月31日)																				
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債47,021百万円の一般担保に供しております。</p> <p>※2 _____</p> <p>3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務1,365,849百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、44,467百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※4 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が30,570百万円減少しております。そのうち2,775百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る27,795百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※5 関連事業固定資産内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(1) 有形固定資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">駐車場事業</td> <td style="text-align: right;">4,360百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">休憩所等事業</td> <td style="text-align: right;">1,146百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高架下事業</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,526百万円</td> </tr> </table>	(1) 有形固定資産		駐車場事業	4,360百万円	休憩所等事業	1,146百万円	高架下事業	19百万円	有形固定資産	5,526百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しております。</p> <p>※2 関係会社に対する主な債務 高速道路事業営業未払金 5,705百万円</p> <p>3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※4 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※5 関連事業固定資産内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(1) 有形固定資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">駐車場事業</td> <td style="text-align: right;">4,035百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">休憩所等事業</td> <td style="text-align: right;">469百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高架下事業</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,520百万円</td> </tr> </table>	(1) 有形固定資産		駐車場事業	4,035百万円	休憩所等事業	469百万円	高架下事業	14百万円	有形固定資産	4,520百万円
(1) 有形固定資産																					
駐車場事業	4,360百万円																				
休憩所等事業	1,146百万円																				
高架下事業	19百万円																				
有形固定資産	5,526百万円																				
(1) 有形固定資産																					
駐車場事業	4,035百万円																				
休憩所等事業	469百万円																				
高架下事業	14百万円																				
有形固定資産	4,520百万円																				

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																								
<p>6 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	<p>6 当座貸越契約</p> <p>同左</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																								
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																								
㈱三井住友銀行	4,000百万円																								
㈱横浜銀行	4,000百万円																								
借入実行残高	—																								
差引額	20,000百万円																								
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																								
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																								
㈱三井住友銀行	4,000百万円																								
㈱横浜銀行	4,000百万円																								
借入実行残高	—																								
差引額	20,000百万円																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																						
<p>※1 関連事業営業利益の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>115百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業利益</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>173百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産売却益</p> <table> <tr> <td>土地等</td> <td>215百万円</td> </tr> </table> <p>※3 前期損益修正益</p> <table> <tr> <td>前事業年度における駐車場事業費</td> <td>149百万円</td> </tr> </table> <p>※4 承継資産評価調整益</p> <p>承継資産の一部の取得価額の調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものです。</p> <p>※5 _____</p> <p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,931百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>462百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	115百万円	休憩所等事業営業利益	21百万円	高架下事業営業利益	28百万円	受託業務事業営業利益	8百万円	関連事業営業利益	173百万円	土地等	215百万円	前事業年度における駐車場事業費	149百万円	有形固定資産	3,931百万円	無形固定資産	462百万円	<p>※1 関連事業営業利益の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>222百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>276百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産売却益</p> <table> <tr> <td>休憩所施設の土地建物等に係る売却益</td> <td>408百万円</td> </tr> </table> <p>※3 前期損益修正益</p> <table> <tr> <td>修正申告に伴う固定資産等の調整益</td> <td>442百万円</td> </tr> </table> <p>※4 _____</p> <p>※5 臨時損失</p> <table> <tr> <td>東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金</td> <td>500百万円</td> </tr> </table> <p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,089百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>555百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	222百万円	休憩所等事業営業利益	16百万円	高架下事業営業利益	37百万円	受託業務事業営業損失	0百万円	関連事業営業利益	276百万円	休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円	修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円	東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円	有形固定資産	4,089百万円	無形固定資産	555百万円
駐車場事業営業利益	115百万円																																						
休憩所等事業営業利益	21百万円																																						
高架下事業営業利益	28百万円																																						
受託業務事業営業利益	8百万円																																						
関連事業営業利益	173百万円																																						
土地等	215百万円																																						
前事業年度における駐車場事業費	149百万円																																						
有形固定資産	3,931百万円																																						
無形固定資産	462百万円																																						
駐車場事業営業利益	222百万円																																						
休憩所等事業営業利益	16百万円																																						
高架下事業営業利益	37百万円																																						
受託業務事業営業損失	0百万円																																						
関連事業営業利益	276百万円																																						
休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円																																						
修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円																																						
東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円																																						
有形固定資産	4,089百万円																																						
無形固定資産	555百万円																																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度末及び当事業年度末のいずれにおいても、自己株式を保有していないため該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">289</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">223</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">328</td> <td style="text-align: center;">74</td> <td style="text-align: center;">253</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">81百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">171百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">253百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">74百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">74百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="margin-left: 40px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	5	0	4	工具、器具及び備品	289	66	223	無形固定資産	33	7	25	合計	328	74	253	1年内	81百万円	1年超	171百万円	合計	253百万円	支払リース料	74百万円	減価償却費相当額	74百万円	<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">389</td> <td style="text-align: center;">144</td> <td style="text-align: center;">245</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">73</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">487</td> <td style="text-align: center;">164</td> <td style="text-align: center;">322</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">115百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">206百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">322百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(2) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">90百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">90百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="margin-left: 40px;">同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	5	1	3	工具、器具及び備品	389	144	245	無形固定資産	92	19	73	合計	487	164	322	1年内	115百万円	1年超	206百万円	合計	322百万円	支払リース料	90百万円	減価償却費相当額	90百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
機械及び装置	5	0	4																																																										
工具、器具及び備品	289	66	223																																																										
無形固定資産	33	7	25																																																										
合計	328	74	253																																																										
1年内	81百万円																																																												
1年超	171百万円																																																												
合計	253百万円																																																												
支払リース料	74百万円																																																												
減価償却費相当額	74百万円																																																												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																										
機械及び装置	5	1	3																																																										
工具、器具及び備品	389	144	245																																																										
無形固定資産	92	19	73																																																										
合計	487	164	322																																																										
1年内	115百万円																																																												
1年超	206百万円																																																												
合計	322百万円																																																												
支払リース料	90百万円																																																												
減価償却費相当額	90百万円																																																												

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">193,464百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">11,759,273百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,952,738百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。</p> <p>当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>3. 当事業年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映させておりません。</p>	1年内	193,464百万円	1年超	11,759,273百万円	合計	11,952,738百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">197,440百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">11,561,832百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,759,273百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p style="margin-left: 40px;">2. 同左</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映させておりません。</p>	1年内	197,440百万円	1年超	11,561,832百万円	合計	11,759,273百万円
1年内	193,464百万円												
1年超	11,759,273百万円												
合計	11,952,738百万円												
1年内	197,440百万円												
1年超	11,561,832百万円												
合計	11,759,273百万円												

(有価証券関係)

前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																																																						
<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">57百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">336百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">回数券払戻引当金</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,072百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,594百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△12,594百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </table> <p>2 法人税実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">過少申告加算税等</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">4.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△1.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">44.9%</td> </tr> </table>	貸倒引当金	57百万円	賞与引当金	336百万円	回数券払戻引当金	28百万円	退職給付引当金	12,072百万円	未払事業税	70百万円	その他	28百万円	繰延税金資産小計	12,594百万円	評価性引当額	△12,594百万円	繰延税金資産合計	-	法定実効税率	40.7%	(調整)		住民税均等割等	0.4%	過少申告加算税等	0.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	評価性引当額の増減	4.4%	その他	△1.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.9%	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">51百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">334百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">回数券払戻引当金</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,037百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,496百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△12,496百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td> </tr> </table> <p>2 法人税実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">過少申告加算税等</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△6.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.6%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">38.4%</td> </tr> </table>	貸倒引当金	51百万円	賞与引当金	334百万円	回数券払戻引当金	10百万円	退職給付引当金	12,037百万円	役員退職慰労引当金	12百万円	未払事業税	29百万円	その他	19百万円	繰延税金資産小計	12,496百万円	評価性引当額	△12,496百万円	繰延税金資産合計	-	法定実効税率	40.7%	(調整)		住民税均等割等	1.1%	過少申告加算税等	2.9%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	評価性引当額の増減	△6.2%	その他	△0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4%
貸倒引当金	57百万円																																																																						
賞与引当金	336百万円																																																																						
回数券払戻引当金	28百万円																																																																						
退職給付引当金	12,072百万円																																																																						
未払事業税	70百万円																																																																						
その他	28百万円																																																																						
繰延税金資産小計	12,594百万円																																																																						
評価性引当額	△12,594百万円																																																																						
繰延税金資産合計	-																																																																						
法定実効税率	40.7%																																																																						
(調整)																																																																							
住民税均等割等	0.4%																																																																						
過少申告加算税等	0.5%																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%																																																																						
評価性引当額の増減	4.4%																																																																						
その他	△1.1%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.9%																																																																						
貸倒引当金	51百万円																																																																						
賞与引当金	334百万円																																																																						
回数券払戻引当金	10百万円																																																																						
退職給付引当金	12,037百万円																																																																						
役員退職慰労引当金	12百万円																																																																						
未払事業税	29百万円																																																																						
その他	19百万円																																																																						
繰延税金資産小計	12,496百万円																																																																						
評価性引当額	△12,496百万円																																																																						
繰延税金資産合計	-																																																																						
法定実効税率	40.7%																																																																						
(調整)																																																																							
住民税均等割等	1.1%																																																																						
過少申告加算税等	2.9%																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%																																																																						
評価性引当額の増減	△6.2%																																																																						
その他	△0.6%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4%																																																																						

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,037.28円	1株当たり純資産額	1,073.80円
1株当たり当期純利益金額	94.65円	1株当たり当期純利益金額	36.51円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
損益計算書上の当期純利益金額(百万円)	2,555	985
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	2,555	985
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	28,006	28,992
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	28,006	28,992
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																																																														
<p>1 株式取得による会社の買収について</p> <p>当社は、安全・円滑な道路サービスの向上に不可欠な業務の提供について、経営方針の徹底及び連結子会社とすることによる経営の透明性の向上を図るため、平成19年4月1日にユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トーン、㈱とうさい、㈱エフイージー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱、首都高パトロール㈱の株式を取得しました。株式取得の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 買収した会社の名称 ユニ㈱</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">首都高パトロール㈱</td> <td style="text-align: right;">120株</td> </tr> <tr> <td>日本ハイウェイ・サービス㈱</td> <td style="text-align: right;">51株</td> </tr> <tr> <td>㈱アーバンロードサービス</td> <td style="text-align: right;">227株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金収受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">398株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">66.3%</td> </tr> </table> <p>(2) 買収した会社の名称 ㈱エヌティジェー</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">首都高パトロール㈱</td> <td style="text-align: right;">2,400株</td> </tr> <tr> <td>日本ハイウェイ・サービス㈱</td> <td style="text-align: right;">227株</td> </tr> <tr> <td>㈱トーンハイサービス</td> <td style="text-align: right;">493株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金収受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">3,120株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">52.0%</td> </tr> </table>	首都高パトロール㈱	120株	日本ハイウェイ・サービス㈱	51株	㈱アーバンロードサービス	227株	事業内容	料金収受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	398株	取得価額	35百万円	取得後の持分比率	66.3%	首都高パトロール㈱	2,400株	日本ハイウェイ・サービス㈱	227株	㈱トーンハイサービス	493株	事業内容	料金収受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	3,120株	取得価額	15百万円	取得後の持分比率	52.0%	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（政府保証債185億円以内）に基づき、平成20年4月1日以降、以下の条件で社債（政府保証債）を発行しました。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">区分</td> <td>政府保証第6回首都高速道路株式会社債券</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>金100億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.7パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき金99円60銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成20年5月28日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成30年5月28日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </table> <p>2 重要な子会社等の設立について</p> <p>当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術㈱を新たに設立することを決議し、6月6日に設立しました。7月1日の営業開始に向け準備を進めています。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 設立した会社の名称 首都高技術㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">事業内容</td> <td style="text-align: right;">維持修繕業務（構造物点検）</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table>	区分	政府保証第6回首都高速道路株式会社債券	発行総額	金100億円	利率	年1.7パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき金99円60銭	払込期日	平成20年5月28日	償還期日	平成30年5月28日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	事業内容	維持修繕業務（構造物点検）	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%
首都高パトロール㈱	120株																																																														
日本ハイウェイ・サービス㈱	51株																																																														
㈱アーバンロードサービス	227株																																																														
事業内容	料金収受業務																																																														
資本金	30百万円																																																														
取得した株式の数	398株																																																														
取得価額	35百万円																																																														
取得後の持分比率	66.3%																																																														
首都高パトロール㈱	2,400株																																																														
日本ハイウェイ・サービス㈱	227株																																																														
㈱トーンハイサービス	493株																																																														
事業内容	料金収受業務																																																														
資本金	30百万円																																																														
取得した株式の数	3,120株																																																														
取得価額	15百万円																																																														
取得後の持分比率	52.0%																																																														
区分	政府保証第6回首都高速道路株式会社債券																																																														
発行総額	金100億円																																																														
利率	年1.7パーセント																																																														
償還方法	満期一括																																																														
発行価額	額面100円につき金99円60銭																																																														
払込期日	平成20年5月28日																																																														
償還期日	平成30年5月28日																																																														
担保	一般担保																																																														
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当																																																														
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																																														
事業内容	維持修繕業務（構造物点検）																																																														
資本金	40百万円																																																														
取得した株式の数	800株																																																														
取得価額	40百万円																																																														
取得後の持分比率	100.0%																																																														

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>																																																				
<p>(3) 買収した会社の名称 (株)トーワン</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">24,000株</td> </tr> <tr> <td>ケイウエル(株)</td> <td style="text-align: right;">9,600株</td> </tr> <tr> <td>日本オートパーク(株)</td> <td style="text-align: right;">4,000株</td> </tr> <tr> <td>都市研究サービス(株)</td> <td style="text-align: right;">4,000株</td> </tr> <tr> <td>ワールドウェイ(株)</td> <td style="text-align: right;">1,400株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">43,000株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">147百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">72.9%</td> </tr> </table> <p>(4) 買収した会社の名称 (株)とうさい</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">120株</td> </tr> <tr> <td>ノーザンハイウェイサービス(株)</td> <td style="text-align: right;">240株</td> </tr> <tr> <td>(株)イーストワン</td> <td style="text-align: right;">240株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">600株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table> <p>(5) 買収した会社の名称 (株)エフイージー</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr> <td>首都高パトロール(株)</td> <td style="text-align: right;">120株</td> </tr> <tr> <td>(株)ファーストフレンド</td> <td style="text-align: right;">177株</td> </tr> <tr> <td>(株)イーストワン</td> <td style="text-align: right;">186株</td> </tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td style="text-align: right;">料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">483株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">80.5%</td> </tr> </table>	首都高パトロール(株)	24,000株	ケイウエル(株)	9,600株	日本オートパーク(株)	4,000株	都市研究サービス(株)	4,000株	ワールドウェイ(株)	1,400株	事業内容	料金收受業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	43,000株	取得価額	147百万円	取得後の持分比率	72.9%	首都高パトロール(株)	120株	ノーザンハイウェイサービス(株)	240株	(株)イーストワン	240株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	600株	取得価額	60百万円	取得後の持分比率	100.0%	首都高パトロール(株)	120株	(株)ファーストフレンド	177株	(株)イーストワン	186株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	483株	取得価額	42百万円	取得後の持分比率	80.5%	
首都高パトロール(株)	24,000株																																																				
ケイウエル(株)	9,600株																																																				
日本オートパーク(株)	4,000株																																																				
都市研究サービス(株)	4,000株																																																				
ワールドウェイ(株)	1,400株																																																				
事業内容	料金收受業務																																																				
資本金	40百万円																																																				
取得した株式の数	43,000株																																																				
取得価額	147百万円																																																				
取得後の持分比率	72.9%																																																				
首都高パトロール(株)	120株																																																				
ノーザンハイウェイサービス(株)	240株																																																				
(株)イーストワン	240株																																																				
事業内容	料金收受業務																																																				
資本金	30百万円																																																				
取得した株式の数	600株																																																				
取得価額	60百万円																																																				
取得後の持分比率	100.0%																																																				
首都高パトロール(株)	120株																																																				
(株)ファーストフレンド	177株																																																				
(株)イーストワン	186株																																																				
事業内容	料金收受業務																																																				
資本金	30百万円																																																				
取得した株式の数	483株																																																				
取得価額	42百万円																																																				
取得後の持分比率	80.5%																																																				

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																						
<p>(6) 買収した会社の名称 横浜アールエス(株)</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr><td>首都高パトロール(株)</td><td style="text-align: right;">120株</td></tr> <tr><td>日本ハイウェイ・サービス(株)</td><td style="text-align: right;">29株</td></tr> <tr><td>京浜急行電鉄(株)</td><td style="text-align: right;">59株</td></tr> <tr><td>首都ハイウェイサービス(株)</td><td style="text-align: right;">24株</td></tr> <tr><td>財神奈川県駐労福祉センター</td><td style="text-align: right;">42株</td></tr> <tr><td>(株)タック</td><td style="text-align: right;">28株</td></tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr><td>事業内容</td><td style="text-align: right;">料金收受業務</td></tr> <tr><td>資本金</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr><td>取得した株式の数</td><td style="text-align: right;">302株</td></tr> <tr><td>取得価額</td><td style="text-align: right;">22百万円</td></tr> <tr><td>取得後の持分比率</td><td style="text-align: right;">51.9%</td></tr> </table>	首都高パトロール(株)	120株	日本ハイウェイ・サービス(株)	29株	京浜急行電鉄(株)	59株	首都ハイウェイサービス(株)	24株	財神奈川県駐労福祉センター	42株	(株)タック	28株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	302株	取得価額	22百万円	取得後の持分比率	51.9%	
首都高パトロール(株)	120株																						
日本ハイウェイ・サービス(株)	29株																						
京浜急行電鉄(株)	59株																						
首都ハイウェイサービス(株)	24株																						
財神奈川県駐労福祉センター	42株																						
(株)タック	28株																						
事業内容	料金收受業務																						
資本金	30百万円																						
取得した株式の数	302株																						
取得価額	22百万円																						
取得後の持分比率	51.9%																						
<p>(7) 買収した会社の名称 ケイエス(株)</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr><td>首都高パトロール(株)</td><td style="text-align: right;">120株</td></tr> <tr><td>ケイウエル(株)</td><td style="text-align: right;">360株</td></tr> <tr><td>(株)セノン</td><td style="text-align: right;">24株</td></tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr><td>事業内容</td><td style="text-align: right;">料金收受業務</td></tr> <tr><td>資本金</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr><td>取得した株式の数</td><td style="text-align: right;">504株</td></tr> <tr><td>取得価額</td><td style="text-align: right;">52百万円</td></tr> <tr><td>取得後の持分比率</td><td style="text-align: right;">84.0%</td></tr> </table>	首都高パトロール(株)	120株	ケイウエル(株)	360株	(株)セノン	24株	事業内容	料金收受業務	資本金	30百万円	取得した株式の数	504株	取得価額	52百万円	取得後の持分比率	84.0%							
首都高パトロール(株)	120株																						
ケイウエル(株)	360株																						
(株)セノン	24株																						
事業内容	料金收受業務																						
資本金	30百万円																						
取得した株式の数	504株																						
取得価額	52百万円																						
取得後の持分比率	84.0%																						
<p>(8) 買収した会社の名称 首都高パトロール(株)</p> <p>① 株式取得の相手会社の名称</p> <table border="0"> <tr><td>(株)アーバンロードサービス</td><td style="text-align: right;">20株</td></tr> <tr><td>ケイウエル(株)</td><td style="text-align: right;">54株</td></tr> <tr><td>ノーザンハイウェイサービス(株)</td><td style="text-align: right;">68株</td></tr> <tr><td>(株)トーワン</td><td style="text-align: right;">104株</td></tr> <tr><td>(株)トーハイサービス</td><td style="text-align: right;">20株</td></tr> </table> <p>② 買収した会社の事業内容、規模</p> <table border="0"> <tr><td>事業内容</td><td style="text-align: right;">交通管理業務</td></tr> <tr><td>資本金</td><td style="text-align: right;">40百万円</td></tr> </table> <p>③ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr><td>取得した株式の数</td><td style="text-align: right;">266株</td></tr> <tr><td>取得価額</td><td style="text-align: right;">406百万円</td></tr> <tr><td>取得後の持分比率</td><td style="text-align: right;">100.0%</td></tr> </table>	(株)アーバンロードサービス	20株	ケイウエル(株)	54株	ノーザンハイウェイサービス(株)	68株	(株)トーワン	104株	(株)トーハイサービス	20株	事業内容	交通管理業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	266株	取得価額	406百万円	取得後の持分比率	100.0%			
(株)アーバンロードサービス	20株																						
ケイウエル(株)	54株																						
ノーザンハイウェイサービス(株)	68株																						
(株)トーワン	104株																						
(株)トーハイサービス	20株																						
事業内容	交通管理業務																						
資本金	40百万円																						
取得した株式の数	266株																						
取得価額	406百万円																						
取得後の持分比率	100.0%																						

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>										
<p>2 重要な子会社等の設立について</p> <p>当社は、平成19年3月15日開催の取締役会において、安全・円滑な道路サービスの提供に不可欠な維持修繕業務を、業務の緊急性、市場性、枢要性、熟練性を踏まえつつ、効率的に業務を実施するため、首都高メンテナンス西東京㈱、首都高メンテナンス東東京㈱、首都高メンテナンス神奈川㈱、首都高電気メンテナンス㈱、首都高E T Cメンテナンス㈱を新たに設立することを決議し、平成19年4月3日にこれらの会社の設立を行いました。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 設立した会社の名称 首都高メンテナンス西東京㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業内容</td> <td style="width: 50%;">維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">取得した株式の数</td> <td style="width: 50%;">800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100.0%</td> </tr> </table>	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	
事業内容	維持修繕業務										
資本金	40百万円										
取得した株式の数	800株										
取得価額	40百万円										
取得後の持分比率	100.0%										

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																																								
<p>(2) 設立した会社の名称 首都高メンテナンス東東京(株)</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td style="text-align: right;">維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table> <p>(3) 設立した会社の名称 首都高メンテナンス神奈川(株)</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td style="text-align: right;">維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table> <p>(4) 設立した会社の名称 首都高電気メンテナンス(株)</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td style="text-align: right;">維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table> <p>(5) 設立した会社の名称 首都高E T Cメンテナンス(株)</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業内容</td> <td style="text-align: right;">維持修繕業務</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">取得した株式の数</td> <td style="text-align: right;">800株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </table>	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	事業内容	維持修繕業務	資本金	40百万円	取得した株式の数	800株	取得価額	40百万円	取得後の持分比率	100.0%	
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								
事業内容	維持修繕業務																																								
資本金	40百万円																																								
取得した株式の数	800株																																								
取得価額	40百万円																																								
取得後の持分比率	100.0%																																								

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	35,000

- (注) 1. 各事業共用固定資産の主なものは庁舎、宿舎となっております。
2. 括弧書きは高速道路事業配賦分となっております。
配賦基準は、当期償却費は勤務時間比、期末残高及び差引期末簿価は固定資産比となっております。
3. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。
高速道路事業固定資産（機械及び装置） ETC設備 2,298百万円
当期減少額のうち主なものは以下のとおりです。
休憩所等事業固定資産（土地） 601百万円
4. 高速道路事業固定資産の有形固定資産における建設仮勘定の増加は、距離別料金制への移行に向けた設備投資によるものです。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	167	82	90	—	158
賞与引当金	827	2,662	2,667	—	822
回数券払戻引当金	69	36	81	—	24
役員退職慰労引当金	18	12	—	—	31

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	629
預金 普通預金	9,602
合計	10,232

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
国土交通省	3,290
(株)ジェーシービー	2,755
三井住友カード(株)	2,330
トヨタファイナンス(株)	2,108
ユーシーカード(株)	1,989
その他	10,056
合計	22,531

(2) 滞留状況

前期末残高 (A) (百万円)	当期発生高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	当期末残高 (D) (百万円)	滞留率 (D/A+B) (%)
20,536	401,996	400,002	22,531	5.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
東京都 麹町税務署	596
国土交通省	568
財団法人東京港埠頭公社	365
首都高速道路サービス(株)	33
その他	20
合計	78
合計	1,662

(2) 滞留状況

前期末残高 (A) (百万円)	当期発生高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	当期末残高 (D) (百万円)	滞留率 (D/A+B) (%)
4,298	96,842	99,477	1,662	1.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	20,949	3,719	—	24,669
	労務費	1,635	339	—	1,974
	外注費	793	695	—	1,489
	経費	19,618	1,947	—	21,565
	金利等	636	426	—	1,063
	一般管理費人件費	564	255	—	819
	一般管理費経費	2,340	132	—	2,473
	計	46,539	7,516	—	54,056
建設費 (除却工事費用その他を含む。)	材料費	2	—	—	2
	労務費	10,082	2,966	4,923	8,124
	外注費	259,665	72,121	165,650	166,136
	経費	13,820	36,849	5,739	44,929
	金利等	6,278	2,389	4,013	4,654
	一般管理費人件費	3,234	2,313	1,609	3,938
	一般管理費経費	1,969	1,417	892	2,493
	計	295,052	118,058	182,829	230,280
合計	341,591	125,574	182,829	284,336	

(注) 当期減少額のうち主なものは、中央環状新宿線の供用(168,800百万円)によるものです。

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
都道首都高速目黒板橋線	141,817
都道首都高速晴海線	21,464
都道首都高速品川目黒線	3,839
川崎市道高速縦貫線	31,164
横浜市道高速横浜環状北線	38,835
合計	237,122

(2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
残土処理券	123
凍結防止剤	46
その他	41
合計	210

5 受託業務前払金

区分	金額（百万円）
受託業務前払金	28,626
合計	28,626

II 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	16,930
財団法人首都高速道路技術センター	1,971
首都高メンテナンス西東京(株)	1,569
富士通(株)	1,378
(株)電通	1,237
その他	15,402
合計	38,488

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
麹町税務署	1,034
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	449
横河工事(株)	221
川田工業(株)	206
(株)明電舎	100
その他	1,371
合計	3,384

3 受託業務前受金

区分	金額（百万円）
受託業務前受金	41,302
合計	41,302

Ⅲ 固定負債

1 道路建設関係社債

借入先	金額（百万円）
政府保証第1回首都高速道路株式会社債券	9,940
政府保証第2回首都高速道路株式会社債券	9,978
政府保証第3回首都高速道路株式会社債券	17,123
政府保証第4回首都高速道路株式会社債券	9,929
政府保証第5回首都高速道路株式会社債券	10,317
首都高速道路株式会社第1回社債	9,997
首都高速道路株式会社第2回社債	9,998
合計	77,285

（注）発行年月、利率等につきましては、「第5経理の状況」「1連結財務諸表等」「⑤連結附属明細表」の「道路建設関係社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 （注2）	44,084 (18,953)
財務省	39,842 (-)
国土交通省（注2）	36,779 (-)
東京都（注2）	36,779 (-)
(株)みずほコーポレート銀行	15,730 (-)
(株)三菱東京UFJ銀行	9,605 (-)
(株)三井住友銀行	6,779 (-)
(株)横浜銀行	6,654 (-)
その他	19,364 (-)
合計	215,617 (18,953)

（注）1. （ ）内に表示した金額は返済期限が1年以内の金額で、貸借対照表には流動負債の「一年以内返済予定長期借入金」として計上しています。

また、上記合計金額215,617百万円から一年以内返済予定長期借入金18,953百万円を控除した196,664百万円は、固定負債の「道路建設関係長期借入金」として計上しています。

2. 無利子の借入です。

3 その他の長期借入金

借入先	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	7,187 (1,482)
(株)三井住友銀行	1,335 (134)
(株)三菱東京UFJ銀行	1,000 (—)
(株)山梨中央銀行	1,000 (—)
合計	10,523 (1,616)

(注) () 内に表示した金額は返済期限が1年以内の金額で、貸借対照表には流動負債の「一年以内返済予定長期借入金」として計上しています。

また、上記合計金額10,523百万円から一年以内返済予定長期借入金1,616百万円を控除した8,907百万円は、固定負債の「その他の長期借入金」として計上しています。

4 退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	43,762
年金資産	△13,490
未認識数理計算上の差異	△694
合計	29,576

(3) 【その他】

記載事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 首都高速道路株式会社経営企画部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。株主2名(合計14,533,319株を保有)から株券不所持の申し出を受け、その株式については株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---|---|--|
| (1) 有価証券届出書の訂正届出書 | | 平成19年6月8日
関東財務局長に提出 |
| 平成19年2月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。 | | |
| (2) 有価証券報告書
及びその添付書類 | (事業年度 自 平成18年4月1日
第2期) 至 平成19年3月31日) | 平成19年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書 | (第3期中 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日) | 平成19年12月21日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券届出書（社債）及びその添付書類 | | 平成20年2月4日
関東財務局長に提出 |
| (5) 有価証券届出書の訂正届出書 | | 平成20年2月7日
平成20年2月20日
平成20年6月10日
関東財務局長に提出 |
| いずれも平成20年2月4日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。 | | |
| (6) 有価証券報告書の訂正報告書 | | 平成20年6月10日
関東財務局長に提出 |
| 事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | | |
| (7) 有価証券届出書の訂正届出書 | | 平成20年6月10日
関東財務局長に提出 |
| 平成19年2月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。 | | |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第2回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成20年3月31日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成19年3月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年2月27日	9,998	非上場

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成20年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成20年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成19年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,596,574百万円
政府出資金	3,488,539百万円
地方公共団体出資金	1,108,035百万円
II 資本剰余金	848,903百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	436,152百万円
資本合計	5,881,630百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、国土交通省からの注意・是正文書に基づき、会社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額を当連結会計年度において調整し、資本剰余金を減額している。また、これに伴い、利益剰余金から資本剰余金へ同額の振替を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、国土交通省からの注意・是正文書に基づき、会社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額を当事業年度において調整し、その他資本剰余金を減額している。また、これに伴い、繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ同額の振替を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。



古紙/バレルブ配合率70%再生紙を使用しています